

## 第30回 佐用町議会(定例)会議録 (第3日)

平成21年9月28日(月曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	天文台公園長	黒田武彦	消防長	加藤隆久
	会計課長	上谷正俊	総務課長兼財政課長	坪内頼男
	まちづくり課長	前澤敏美	災害復興対策室長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	木村佳都男
	福祉課長	内山導男	健康課長	新庄孝
	農林振興課長	小林裕和	商工観光課長	廣瀬秋好
	地籍調査課長	茅原武	建設課長	野村正明
	水道課長	野村久雄	下水道課長	寺本康二
	生涯学習課長	福本美昭	クリーンセンター所長	谷口行雄
	教育委員会総務課長	福井泉	教育委員会教育推進課長	岡本正
	上月支所長	達見一夫	南光支所長	春名満
	三日月支所長	田村章憲		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

---

### 日程第 1 . 一般質問

---

午前 9 時 3 0 分 開議

議長（山田弘治君） おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日 6 名の傍聴の申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いをいたします。

直ちに日程に入ります。

---

### 日程第 1 . 一般質問

議長（山田弘治君） 日程第 1 は一般質問であります。

8 名の議員から質問の通告を受けておりますので、順次議長より指名をいたします。

なお、岡本義次君から一般質問通告の取り下げの願いが提出され、許可をしておりますのでお知らせをしておきます。

それでは、まず初めに 11 番、山本幹雄君の発言を許可いたします。山本幹雄君の発言、もとへ、許可いたします。

〔 11 番 山本幹雄君 登壇 〕

11 番（山本幹雄君） 11 番、山本です。まず、初めに、この度、佐用町を襲った台風 9 号による豪雨で亡くなられた 18 名の方のご冥福をお祈りいたすとともに、今なお行方不明で捜査が続いておられる 2 名の方が一刻も早く家族の方と再会されますよう心よりお祈り申し上げます。

そして、多くのボランティアの方々が、佐用町のため一生懸命頑張っていたいただいたことに感謝申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

8 月 9 日、朝から降り始めた雨は、正午過ぎに、播磨北西部、播磨南西部に大雨警報を発令させた。一時小康状態にはなりはしたが、その後も雨は降り続き、水位は上昇し続けた。結果的に、9 時 20 分頃、佐用町として警報を出すこととなった。

朝から降り続いた雨は、過去佐用町にとって経験したことがない雨を降らせ、甚大なる被害をもたらせた。山は各地で崩壊し、土石流となって民家や河川に流れ込み、河川は、濁流が堤防を越流した。堤防を決壊し、その濁流が民家を襲い、民家は崩壊し、家財道具は流され、何とか一命を取りとめ、着の身着のまま助けられたという方々がたくさんおられ、車も流され、佐用町において 1,000 台以上の被害があったものと思われます。私も、52 年生きてきて、初めての経験であり、10 日の朝の光景は、まさに異様としか言いようのないものであった。見慣れた家の光景が、昨日までとの光景と一転し、そこは、まるでごみの山と化しており、佐用町として、例を見ない大惨事であることだけは、理解できた。

しかし、テレビもない、新聞もない中では、全体としての状況が把握できず、実は、佐用町で何が起きているかは理解できていなかった。16 年災害より酷い程度のことなのか

といった程度に考えていたが、実は、その程度の被害ではすまなかった。

16年災害時のように、民家が水没し、倒壊したとか、河川が決壊し、濁流に民家や田畑が流されていた程度の話ではすまない。佐用町として、最もあってはならないことが起きてしまっていたということでもあります。

行政の役割は何かと言えば、町民の生命、財産を守る。住民が、安心し、安全に暮らせる町をつくる。そのための行政である。それが、今回、18名の方が亡くなり、なお未だに2名の方が行方不明であり、毎日捜査が続けられている、一番肝心な時、佐用町として、一番肝心な行政としての役割が果たせていなかったということである。

亡くなられた方の中には、親子で、ロープで身を・・・何があっても子どもを守る。そういう思いで、親御さんは子どもをロープで結んだと思う。真っ暗な中、濁流が腰まで来ている中、どんな思いで家を出て行ったのか。子どもは親を信じ、親は何があっても子どもを守る、そういう思いで、濁流の中、家を出て行ったのではないか。怖かったと思う。本当に怖かったと思う。ただ、親は子を守りたい。子は親を信じ、何があってもついていく。家族で信じあい、家を出て行ったんだと思う。結果について、あの子ども達の判断は間違っていたと言われるかもしれないが、私は、そうは思わない。ただ、私も、親として、同じようになった時のことを考えると、ただただ、涙が流れるだけであります。もし、私がいなかった時、妻や、子どもだけで同じような状況になった時のことを考えると、もし、今回のように妻や子ども達を守ることができなかったとすると、亡くなった子どもさんの中には、私の子どもの同級生の子がいます。それを考えた時、残された家族、遺族の方は、ただただ、無念で仕方がないと思います。

町として、行政の最高責任者として、町民の生命、財産を守るという行政の責務、職務を全うしたと堂々と言えるのか。なぜ、もっと早く警報が出せなかったのか。川の水が、避難判断基準に達した時に、なぜ警報を出せなかったのか。何のための判断基準なのか。警報が適切な時期であったと考えるのか。それを伺います。

それと、もう1点は、これだけの災害が起きて、佐用町をどのように、今後、立ち直らせていくのかということであり、今後、水害に強いまちづくりを、どのように進めて行くのかということでもあります。多くの住民が家を建てるにしても、同じところでは、建てないと言われ、建てるにしても、相当の地上げをしてからでないと建てないという、水害に強いまちづくりについて、真剣に考えていただきたいのと合わせて、町民の皆様が立ち直れるような、町民に優しい町政に取り組んでいただきたいと考えるが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（山田弘治君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初に、今回の災害につきましては、多くの尊い人命を失い、想像をはるかに超える甚大な被害となりました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、行方不明の方が、1日も早く見つかることを心から念じております。

また、このような悲惨な事態が起きたこと、町民の皆さんに大きな責任を負う立場にあります町長といたしまして、誠に痛恨の極みであり、亡くなられた方々、また、ご遺族の皆さん、ご家族の皆様、心から、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。

そして、被災され、生活再建に向けて、日夜奮闘されている皆様、心からお見舞いを

申し上げます。50日が経過をし、広範囲にわたる被害と、多くの世帯が被災されており、まだまだ、きめ細やかな対応が進んでいないのが現状であると思いますが、1日も早くという思いで、復旧復興の取り組みを進めてきたところであります。

ご質問の警戒情報は適切であったかというご質問であります。経過を申しますと、午後7時前頃より再び雨脚が強くなったため、午後7時に、災害対策本部を設置し、第2号配備体制とし、職員招集の連絡網により電話連絡を行っております。その後、更に、水防指令第3号が発令され、本部も第3号配備体制に移行し対応を進めて参りました。その後も、雨雲の状況や、雨量の予測、水位の状況を収集する中で、雨雲が佐用地域に停滞し、今後も引き続き雨が予想される中、午後7時44分頃、円光寺地点の河川水位計が避難準備判断水位の3メートルに達し、自動通知によりサイレンの吹鳴があったため、久崎地区に対し、避難準備情報の町防災無線放送を行っております。

また、午後8時20分には、土砂災害警戒情報が発令されたのを受けて、注意をさせていただくように一斉放送を行っております。その後、急激な川の水位の上昇で、午後9時8分頃には、全域に警戒情報を放送し、同9時20分に全域に対し避難勧告を発令をいたしました。

夜間の上、危険な状況も地域によって様々であり、また、豪雨の中での避難移動は、大きな危険を伴うことが予想されましたので、避難勧告の発令のタイミングにつきましては非常に難しかったところでありました。しかし、後から、いろんなデータや各地域の避難状況を確認していきますと、その判断が甘かったという点については、判断が甘かったというふうに思っております。

今後の水害対策のことでございますが、今回被害を受けた河川や道路、民家周辺の危険力所などのハード面の1日も早い復旧は勿論であります。ソフト面で、行政として、これまで以上に、正確な情報を把握収集し、分析して、分かりやすく、早く町民の方に伝えること、この情報をもとに町民の皆様には、危険を感じたら、自らの判断で、早めの行動ができるよう、集落や地域で対応がしていただけるよう、水害を想定したマニュアルの整備や訓練、講習会等を開催し、地域の皆さんと一緒に、きめ細かな防災対策を進める必要があるというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11番（山本幹雄君） そしたら、今後のことを、まずちょっと伺いたいと思いますけども、今後、河川改修とか、そういった計画、どういうふうな方向性で、まあまあ、土砂取りなんかされてますけども、どういう方向で進んでいくかという方向性を、ちょっと伺いたいと思います。

議長（山田弘治君） 町長。

町長（庵逄典章君） まあ、当然、この度の水害、災害を十分検証をしてですね、今後、このような災害が起きないように、総合的な治水対策をお願いしていくということが、もう基本的な考え方です。

現在は、当面の二次災害を起さないためにですね、河川の堆積した土砂等の取り除き、また被災力所ですね、応急的な修理を行っておりますけれども、当然、これを恒久的な

ものにしていかなきゃいけないということで、その水害、防災対策、治水対策につきましてですね、当然、国からも、また県からも、いろいろと調査も入っていただいて、河川の、まずは、総合的な河川改修を行っていただくこと。

また、山からの土砂の非常にたくさんの流出があります。そういう点についての砂防、治山対策もあわせて総合的にやっていただく、そういうことを要望をいたしております。

河川に、特に一番の基本になります河川の大規模な、この対策、改修につきましては、県において、今、国といろいろと協議をいただいておりますけれども、基本的に大規模な改修を、大規模改修としてですね、この事業をやっていこうという方針を、方向を知事の方で出していただいております。まあ、当然、内容的にはですね、これから、計画案というものが、早く示していただいて、それを地域の皆さんにもお伝えをしてですね、次の、それぞれの方の被災された方の生活再建に向けた中で安心して再建をしていただけるようにしていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、河川の状況が、非常に狭い所を川が流れております。そういうことで、河川の幅をですね、十分に広げていくということだけでは、非常に無理があるということで、河川の川底をですね、更に下げていくというような、そういう工法も含めた、いろんな工法でですね、今、検討をいただいておりますので、その基本的な改修計画をですね、できるだけ早く示されるように、今後とも県とともに協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 今、土砂取り等をしていただいているんですけども、非常にありがたいなと思うんです。で、まだ、土砂取りは済んでいるとこと、済んでない所、今、20万立米の土を除け、また最終的には、200万立米の土を除けなあかんというような話も伺っておりますけれども、ただ、かなり堤防を越流し、水が越流したような地域においても河川の土砂を一切取ってないような地域もあります。

で、この前、山田議長と県に行った時に、県の土木の副所長、責任者ですかと話している時に言うたことは、町と確認をとって、土取ったんです。そしたら、山田議長が、でも県が決めたんでしょって言うと、再び、町に確認をして取ったんですってという発言をされました。2回言いました。何で、それだったら取らなあかんところあるん違うんかなと思うんですよ。それで、なぜ、そんなことを言うかいうと、ここ写真見せます。ここ、皆さん、見てもろたら分かる。私の家の直ぐ隣、うちの集落の公民館の横なんです。うちの、ちょっとまあ見てください。これどこまでが水が来ておるかよう見てください。どこまで水が来ておるか。これ、見て、もう置いてくださいね。

〔町長「はい、分かりました」と呼ぶ〕

11 番（山本幹雄君） まあ、うちの公民館の直ぐ隣で、うちの集落の中心で、うちの集落の銀座通りとでも言うようなところです。それが、写真見てもろたら分かる、私が、手指して、かなり遥か上まで水が来ておるんです。まあ、2メートルは、ゆうに超えてます。新聞報道ではね、1.5メートルとか、2メートルとか言うてありましたけれども、これ見りゃ、一目瞭然、2メートルはゆうに超えてます。で、ここ堤防がつぶれたん違うんです。越流しておるんです。越流しておるということは、どういうことか言うたら、河川が、それだけ堆積しておるから、水が越流しておるんです。このことは、はっきり言うて、その

時に、県に行った時に言いました。なぜ、そんなとこを取らないの。これはっきり言うて、私、身長 170 ちょっとです。その私が、手を差し伸べて、遙か上のとこまで水が来ておる。これ、誰も助かりませんわ。普通そこにおったらですよ。おったら、絶対助かりません。ただ、ここら辺だったら、物につかまっておったら我慢できますわ。けど、水がね、汚い濁流がね、かなり激しい流れよう中で、そんだけ水が来ておったら、普通の人は、まず絶対助からない。当たり前。そんなとこの土を取らないんですね。山田さん。防災担当、どない思います。そんなとこの堤防が全部越流しておるんですよ。うちの外、一面、堤防が越流しておるんです。そんなとこの土砂取りしないんです。どない思います。ちょっと、そこらへん、伺います。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） はい、町長。

〔町長「私でよろしいか」と呼ぶ〕

11 番（山本幹雄君） いや、いいけど、計画、県から来ておられるんだったら、県の方の防災担当参事の方から話伺えりゃあいいのかなと思いますけども。町長が、答えるんだたら両方答えてもろても。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 山田理事は、県からこうして、町の、この復興事業のためにですね、来ていただいておりますけれども、今は町の職員でございます。

まあ、今、お話ししましたように緊急的にですね、工事を行っていく前に、まず二次災害を起さないということも、大きな行政としての責任ということで、県の河川の、管理河川につきましてもですね、まあ、これは上流から下流まで、ほとんどの所に、いろんな堆積をしておりますし、また、大きな堤防の被災をしております。これを一気にですね、全てを工事をすると言っても、中々、時間的なものも掛かりますので、県としては、直ぐに、いろいろ調査をされて、危険な所を順番にですね、からやっていくという計画をされたというふうに聞いております。これは、当然、今、町の方の、なんか、相談をして、町が認めたというような話ですけども、私自身は、こういうふうにやりますということは、当然、聞いておりません。それは、県としてね、責任を持って、それだけの対策をされて、していただいているんだというふうに思っておりますし、やっていただいているというふうに思っております。それで、順次ですね、この 1 カ月半ぐらいでですね、20 万立米ぐらいになるというふうに聞いておりますけれども、それだけの、今現在、土砂の取り除きを行っていただいて、かなりね、川が、これまで災害前にも溜まっていた所も含めて、綺麗に取っていただいたと。河川の断面が広がったというふうには思っております。

ただ、16 年災害の時にもですね、後、そういうカ所について、順次取って、対策をしていただくということで、今、山本議員からのご指摘の所についても、私も合併後、まだできていないということで集落の方にもお話、からの要望も受け、集落の話にも行かせていただいた後ですね、県に要請して、その部分も取っていただいたり、また、堤防のかさ上げをしていただく工事、そういうことに対策はしていただきました。

しかし、今回は、そういうことが、全く役に立たないぐらいな形になって、本当に残念な結果になりましたけれども、その後ですね、言われましたカ所についてもですね、私も

確認をしております。ずっと順番にやっておられるので、全てやっていただけるものと、私は思っておりましたけれども、今回の、この緊急の取り除きには入っていなかったということをお聞きしましたので、今、地域の皆さんにとってですね、これだけの被災を受けて、本当に、皆さんが、この16年から、まだ5年も経たない内にですね、またこんな被害を受けたと、そういう中でね、河川の、まず土砂の取り除きだけでもですね、少しでも努力をしているという、そういう姿を見ないとですね、見せないと、本当に、皆さんに納得をしていただけないと、その気持ちは、本当に、私も、十分に、理解できません。分かりますので、県に対しましてですね、早急に、その事業をやっていただくようお願いをしに行っております。それによって、県につきましては、この10月中に工事をすると。しかしまあ、この、これから、河川の大規模改修等の計画ができますとね、当然、そこから、また、それより河川、河床を下げていくための、また工事も行っていくますのでね、抜本的な、その対策については、4月までに全部取っていきますということで、しかし、今言われた、緊急の所につきましては、10月中には、工事を、取り除きを行うように、今から、準備を進めていきますという約束をしていただきましたので、その点につきましては、ご理解いただきたいと思います。

昨日、そういう話で、自治会長さんの方に話をさせていただいておりますので、山本議員の方には、緊急の、休み中の話でありましたのでね、連絡はできずに申しわけありませんでしたけれども、そういう取り組みをさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11番（山本幹雄君） まあ、ありがとうございます。

ほんまは、私、自分とこの土地のこととか、地区のことを名指しというのは、あまり一般質問で過去しないことにしておりました。まあ、全体の中でという話しかしないけれども、今回、あまり酷い状態の中で、うちのところだけではない。実際問題、取ってない所もたくさん、実は見てますけどね、あるし、まあ、分かりやすい地区を出して、説明させてもらたということで、やっぱり、私と同じような思いをされている方というのは、たくさんいると思います。今回のことで、もの凄く不安になられている方、雨が降ったら不安だと思われる方、たくさん居てるんでね、早い段階で取って欲しいなということ。

それと、まちづくりをね、もう一度考えなあかん時に、ちょっと話、しょうもない話になるんですけども、やさしいまちづくり、災害、立ち上がる、多くの方が、皆さん困って立ち上がる時にね、町として優しい対応を取ってもらいたいなと思うんですよ。

ちょっと、話、余談になるんですけども、今回の災害で、もう家を建て替えるという家があります。建て替えよう思うたら、町道の横に家が建っているんですけども、その町道の歩道は、何と、民間の土地になったまま、100年の昔か、100年も経ってないかも分からんけど、昔の話なんで、個人の土地になっとう思うんで、お金を貸してくれないと。ここの家には、入り口がないという形になっておるから、お金を貸してくれないという話があったりして。ですが、現実問題、町道として認定されている場所なんだ。そういった所があるんですけども、それであるなら、今、こういうふうな形の中で、家を建て替えるならんという家もたくさんあるし、実際問題、町道認定されている横に家が建っているのにもかかわらず、その土地が個人の土地だから、金融機関からお金が借りれないというような問題も起きているということであるならば、この土地は、もう既に、町道として認

定していると、そういうふうな一筆なり、そういったものを、僕は出せるんじゃないかと思うんですけども、町に行った場合に、町は何ともならないという返事をしたいという話です。

ですけども、町道認定している土地が、個人の土地やから、何ともならないって、そんなバカな話はないだろうと。確かに、この庵道町長の話ではない。はっきり言うて、100年も昔の話じゃないかという話聞いてきましたので、上月町の話ですけれども、まだ上月町がない、その昔の話だったと思うんですけども、その昔ですから、その登記という部分においても、ええ加減な部分があったと思うんですけども、そういう時に、優しい町政づくりしないと、こういう状態で家を建てようとしたんだけど、お金を借りれない。それを（聴取不能）が貸すとかいうわけじゃないけど、町道認定がされているにもかかわらず、その登記が違うからできないというふうなことがあっては、僕は、今後、町民として、今後、立ち直れるのかということがあるんで、そこら辺、ちょっと、いっぺん、町長、どういうふうにご考えられますか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 当然、被災された方に対しては特にですし、それは、全ての町民に対してでありますけれども、行政としては、できる限りですね、町民の皆さんに、役に立てれるように、優しい気持ちで対応していくということ。これは、行政の本当に一番基本であろうというふうに思います。

特にですね、この度のような被災を受けられた方、本当に、財産を失いですね、大きな、もう生活そのものが、根底から壊されてしまわれた方がたくさんいらっしゃいます。そういう人達ですね、早く、少しでも元の生活に戻っていただけるように、町としては、できる限りの支援をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

今、山本議員からも具体的にですね、お話のありました件につきましても、私も、その状況は把握しております。

これは、100年前ということですけども、あそこに道路を作った時にですね、これは、計画、道路、そんなに昔ではないと思いますけれども、町道認定された、その手続的には、その時に登記ができなかったということで、放置をされたままになっているということだというふうに思いますけれども、確かに、金融機関等、お金を借りたりする時にですね、そういう問題が、道路に面していない宅地ということで、融資ができないというような、金融機関は、金融機関としての、そういう調査、融資基準というものの中で抵触することだと思えます。それに対して、町が、じゃあ、それをどうしてあげることができるか、この点につきましては、今、山本議員も言われたように、町が、保障なり、そういう証明書を出せばいいのかということにも、それが、できれば、だけで済むのであればね、そういうことも、町としての役割かと思えます。

ただ、1つは、そういう個人の土地があった場合、その100年前の話だと言っても、今、ずっと個人の名義で残っている土地をですね、町が自由にするというようなことは、これも行政上できないという点もあります。まあ、相続が、いろいろ難しかったと、当時、当然、上月町としても、そういう努力をされたんでしょうけども、そのままできなかったという、非常に難しい点があったんじゃないかと思うんですけども、その点についてはですね、何とか融資を受けていただいて、少しでも自分達の、また新しい生活を取り戻そうとされている被災者の方にですね、支援ができるように、町としては、できる限りの相談をさせていただいて、支援をしていきたいと思っております。

まあ、その、今言うように、どういう形でできるかというのは、これからになりますけれども、早急に担当者の方に指示をして、相談をさせていただきたいというふうに思っ

おります。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄議員。

11 番（山本幹雄君） ありがとうございます。まあ、災害、非常に厳しい災害で、16年災害よりも、かなり厳しい状態で、各家、皆さん、大変困られていると思います。16年災害の時も、かなり厳しいと言いながらも、これだけ家の建て替えというのは、実際、私らの近くでもなかったです。今回、もう既に、5軒の家がありません。40戸ほどの集落で、5軒の家、1割以上が、もう既にないというような状態がありますので、それは、うちの集落だけではなくして、もうはっきり言うて、佐用も上月も、そういう家がたくさん出て来ると思いますので、優しい町政を取り組んでいただきたいなと思います。

それと、水害の、ちょっと警報の方に入りますが、警報が9時20分に出て、いろいろ、町長、その間のこと説明していただきました。

ちょっと、伺うんですけども、テレビで、今回の雨量は、観測史上最大の雨量で、予測を遥かに超えた雨量であったようでありますと、そのことを町行政に対して攻めるつもりというのは、私は、まあありませんけれども、確かに、今までにないような雨量であって、右往左往されたということも確かだと思うんですけども、しかし、5年前にも同じような状況があったということは、5年前の状況の時にも、考えた時に、もうちょっと私は、警報が早く出せるのではなかったかと思うんです。この5年前の状態と同じような時に、既に、出せた。もっと言うたら、昼過ぎから、ずっと播磨北西部、南西部で警報が出ておりましたんで、なぜもう少し早い対応ができなかったのかということも、もう一度、ちょっとお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この日は、日曜日でありました。で、いろんな地域にも催しも予定されておりまして、そういう所も、私も出かけておりました。で、1日から、午前中からですね、そういう雨の情報があって、警報、注意報が出ていたということ。それは、当然、私も承知をしております。しかしまあ、7時頃までについてはですね、河川の状況、私も、ずっと注意をしておりましたけれども、それほど、大きな洪水というほどの水は、その時には、出ておりません。途中も雨もやんだりしてですね、警報はずっと出たという、その解除はされていなかった状況の中ですけれども、それ程、大雨が、これから、ドンドン降るといような、そういう私自身、その時には、危機感というものは、当然、持っておりませんでした。で、7時前ぐらいから、非常に雨が激しくなりました。ただ、5年前にですね、ああいう大きな水害があったということ。このことは、当然もう一番、頭の中にですね、あったわけです。

しかし、まあ、今から思えば、私は、逆に、その5年前が100年に1度の水害だと。5年前の水害ということも、ある意味では想定してですね、これまで対策を考えてきた。そういうことで、5年前の水害のような、出た時のような雨量、雨なら、そんなに、あの時から対策をしておるので、このような災害が出るというような予想は、当然、その時には、しておりません。そういう意味でね、私は、判断に、最終的に、結果的に見れば、甘かつ

た点が、あろうかというふうに思います。

5年前の水害の時に、こうであったから、だいたい、これぐらいで済むだろうとか、これぐらいな状況になるだろうというような、そういう経験の元に、想定をして、頭の中では、そういうことを考えたということがあります。まあ、後からですね、そのデータや、その状況、被害の状況、また、各地域にね、広い地域でありましたから、それぞれの地域によつての、やはり、若干被害の状況も、時間的なものも違います。一番気にしていたのは、やはり5年前、久崎が、あれだけ大きな被害が受けられたと。久崎の水位、久崎の状況と言うのも、非常にまあ、気にして、しながら見ていたわけですけども、その点、佐用川だけで、千種川の本流についてですね、佐用川のような状況ではなかったと。そのへんの千種川と、本流と、佐用川との、その、この雨量の差、そういう点についてもですね、判断にする時に、そういうタイミングについても、本部におった者皆も、そういう判断をする上でのタイミングがですね、遅くなったという、そういうことではないかなというふうに、後から、いろいろと検証する中で、考えているところであります。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄議員。

11 番（山本幹雄君） 町長、10日の日、日曜日、私と昼、この下で会いましたですね。私は、警報が、播磨北西部・南西部に出ている中で、これは、もし警報が出ているということ、何もなければいいけれど、何かあったら大変だなということで、兄と一緒に、懐中電池、何か必要な物、もしあったら大変だということで、昼間か、懐中電池を、ちょっと2、3個、予備に持っておこうかということで、電池をコメリへ買いに来ました。そのことは話したと思います。そして、その時、ついでに、コーヒーの実の喫茶店の横の駐車場の奥まで入って水量を確認したら、もうかなり来ておったなという話もしたと思います。はい。そして、マックスバリュの裏も、かなり水が上がったという話もしたと思います。

その時おられたのが、木村課長と、小原さん言うんか、それと、加藤課長は、偉いというたら、消防が偉いというたら、褒めりゃおかしいけど、僕が来た時に、加藤さんも、これは、もしかしたら、大変なことになるかも分からん言うて、一緒に、丁度僕と来たんですね。ねっ、あの時。で、僕は、これ何でもなけりゃええけども、実は、ショボショボ、確かに、小康状態になったというような発言はたっけけれども、ショボショボ言いながらも、水が、これだけ出ているということは、これ、ちょっと雨降ったら、もうアウトやなというのは何となく感じた。

そして、私は、何となく感じたから、よく話すんですけども、高校生の子どもが佐用へ遊びに行っておるから、1回家へ帰ってからですけども、帰れと電話したんです。今から迎えに行くから帰って来いと。まあ、プーたれてましたわ。何で、こんな早い時間に帰らなあかんのと。それで、言うけども、連れて帰る途中に、お姉ちゃん、大学生の子がおるんやけど、上郡方面に遊びに行っておるから、ちょっとお前、お姉ちゃん呼べと。帰るように電話せいで言うたら、お姉ちゃん、何か、友達のとこへ行っておるって電話したら言うて、その返事で切った言うて。多分、あの時4時頃だったと思うんで、4時か4時半頃だったと思うんです。そりゃ、大学生の子に、4時や4時半頃に帰って来いって言うたら、帰ってこんはね。その後、何ぼ電話しても出えへんし、メールしても出なんだ。で、僕が、途中でしたんは、どういうメールしたか言うたら、帰って来いというメールは、もう止めて、河川の方が水が溢れるかも分からんと。どうなるか分からんので、もう帰るか帰らんかより、どこにおるか連絡せいと。もし帰れんなら、帰らんでええから言う

で連絡した。そしたら、5時半に、久崎に着くから迎えに来てくれというメールが届きました。それで、迎えに行きました。うちの家は、私は、親として、子どもの2人に対する危機管理は、自慢じゃないけど、できておったと。5年前のことが頭にあったから、5年前と一緒にあったんやけど、もし、これを超えた時に、久崎に行ったら、久崎が前回浸かっている。あの駅の周りは助かっておったにしても、もし、途中、円光寺の辺で何かあるかも分からない。これは、絶対に帰らしておかなあかんと思うたから、私は、帰らせた。それは、5時半です。

それは、さっきも言うたように、もう水がある程度出ている。いきなり7時にドンと降った水なら、災害起きてないと思う。はっきり言うて。ただ、それまでに、ずっと降っておった雨があるから、7時からの雨で、ドッと災害が起きた。僕は、そう思ってます。私が思っておるだけで違うかも分かん。でも、それまでの雨がなかったら、7時から雨が降っただけではない。それを、どう危険と捉え、危機管理として持っておくかということだと思っんです。

で、町長に、そこで伺いますけれども、私と別れた後、町長は、どこへ行かれておったんですか。ここで4時頃だったかな、別れたんは。木村課長、あれ何時頃か覚えておるかな、4時頃やな。前後やな。多少違っておっても、あの後、町長、どこへ行かれました。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、10日言われましたけれども、9日ですね。

11番（山本幹雄君） 9日、9日、間違えました。

町長（庵逄典章君） 9日ですね。まあ、私、あまり、そんな、いろんな、電池のこととか、そういうこと言われたような記憶は、あまりないんですけども、そこまでね。夕方から私は、一端家へ帰って、それから、円応寺の集落で、その集落のイベントがありました。そこに行って、それで雨が降り出したので、そのまま直ぐに役場の方へ来たということです。

だから、多分、4時過ぎに出、5時頃には、一端は、家に帰りましたね。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 山本幹雄議員。

11番（山本幹雄君） その期間、私がさっき言ったように、その期間、私は、子どもははよ帰れと、危険、可能性があるというのがあって、県の方から、水防指令1号、2号が出たんは、何時頃ですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 水防指令1号が発令されたのは、2時15分です。午後2時15分です。それから、4時半に佐用川の準備情報が出ております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄議員。

11 番（山本幹雄君） 4時半に佐用川の準備情報。準備情報って何ですか。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 県民局が発する水防の警報です。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄議員。

11 番（山本幹雄君） 4時半に水防の警報が出て、その後、町は何しました。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 先ほども、町長が申し上げましたとおり、周辺の河川等の状況のほうを確認しておりました。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄議員。

11 番（山本幹雄君） 危険な水位になるという状態。何か、2.5メートル、水防団待機水位で、超えて、3.5 に近づいたというのが2時過ぎというような話を、実は、情報として入っておるんですけども、ここまで来ておったら、当然、危険だと考えるべきだと思うんですよね。これ、この状態で危険だと考えない方が、僕にとっては不思議だと。この段階で、なぜ町民に危険水域まで来ているんだよと。ただ、そこで、どうしよう、こうしようじゃないけど、危険水域とか危険な状態とか、そういう状態が来ているんだったら、来てますよと。ある程度のことは個人でやってもらわなあかん。当たり前ですけども、そういう報告があったら、心の準備が町民の方にできたと思うんですけど、その点、町長、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、これまでもですね、水が、大水が出て、どういうぐらいな量になると本当に危険かと、そういうことは、ある程度経験の中で、判断をしてきております。ですから、私は、昼間の状態の中では、かなり水は、当然出てましたけれども、通常の雨の洪水、水かさが増えてるといような、私自身は認識でありましたし、そういう警報が出ているということについては、担当課長も中で、周辺、川の状況を見ながらですね、対応をしてくれておりますので、当然、それが、危険な状態であるということであれば、警戒情報をですね、流さなきゃならないということですけども、あの日において、私は、そこまでの佐用川の状態、私が見た、佐用川の状況の中では、まだ、その時点では、雨も

小康状態になりましたし、そこまで発令する、放送するという事までは、考えは至っておりませんでしたね。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本幹雄議員。

11 番（山本幹雄君） 新聞、ちょっと見よった中でね、今回の災害で得た教訓は何かと言いますとね、行政に頼れない。町役場の判断を絶対視しないこと、これ町として、町民から信頼されない。信頼されてない。そういうことなんですね。

僕、言いましたけど、町が一番せなあかん。しなければならないこと。町民の生命、財産を守るということ。町民の安心と安全を守るということ。そのために、最全力を尽くす。でね、江川のある人が、僕にちょっと、そういう部分で話しよったら、えらいほど文句言うて来た人がおましてね。そりゃね、国鉄、JR みたいにね、ああいうふうにな、事故があつたらね、それはお前、そりゃあ町長、トップが責任取るけどな、そないなもん、他は関係ないとか言うて、えらく言うて来ました。そやけどね、JR とかいう企業はね、お金儲けが最優先です。お金を儲け、利潤を出し、株主に、それを還元するというのが一般企業です。ところが、行政は違います。お金儲けが主ではありません。あくまでも、町民の生命と財産を守る。ただ、先ほども言うたように、雨が降ったことに対して、町長には、どうにもできませんし、そりゃ、初めて、これだけの雨が降ったから、対応が遅れたというのがあるかも分からんけども、これだけの初めての雨が降って、堤防が決壊したことに対して、町長に、とやかく言うつもりはないですけども、ただ、それに対する、町民から、災害で得た教訓は、行政には、頼れないとか、町の役場の判断を絶対視しないと、そういう答弁が返って来るようだったら、町として、行政として失格だということ。一番肝心な町として、せにゃならないことを、町長がしていないと。僕は、そう思うんですよ。町民の安全と安心が守れない町なんて、何の行政ですか。18人も死んで、なお且つ今現在2人捜しております。先ほども言うたけども、娘の同級生がね、死んだ。娘も泣きよったけども、かわいそうや思う。ほんまにかわいそうやと。怖かったと思うんですよ。真っ暗な中で、出れるだろうか。そりゃ、相当の勇氣出して出たと思う。それが、裏目かどうかは分からない。だけど、そんな怖い思いをさせたら、行政として失格じゃないかと僕は思います。そんな怖い思いをさすことなく、早い対応ができただろうと、できるはずだったと思う。どこに、危機管理、危機意識があつたんかなと。町長に危機意識があつたら、俺は、絶対違とったと思う。

先ほども言うたけど、俺は娘を帰らせた。これは、親として、絶対、子を守ると、そういう思いがあつたから。ロープにつなぎながら、親子が家出る時、どんな思いだつただろうと。俺は思う。俺がおらん時に、そうなつたら、どうだろうって、何回も考えた。こんな町、ええんかな言うて。町民を、財産を守れんと何をしとんねんと。18人も死んでどないしとんねんって、確かに、2名不明ですよ。死んだ言うたら問題ある。けど、文太君のおじいちゃんが捜しとんは、どこか言うたら、多分、おじいちゃんは生きとう思うて捜してないよ。あの捜しとう場所考えたら。20名も被害者出して、何なん、この町言うて。16年災害の時、豊岡でも1人しか死んでないって、何なんこの町は言うて。

僕、最初の頃、テレビもニュースもないし、携帯電話も途中で、アウトになってまうという状況の中で、情報が入って来ない中で、親戚のが来た時に、幹雄兄ちゃんとの町長、おかしいん違うん言うて。何がや言うたら、テレビで、マスコミの方から警報が何で出なんだんや言うた時に、雨が、予想以上に降ったから、しゃあなかつたんやとかなんか

言うて逆切れして文句言いよった言うて、おかしいがなって言われた。これ、分からへん。テレビ何か映れへんし、返事のしようもなかった。ただ、恥ずかしかった。幹雄兄ちゃんとの町長、なんちゅう町長や言うて言われた。それで、何も分からへんので、答弁も返事もしようないけど、ああそうかとしか、言いようがなかった。何なんこれって、この町何なんって、これ、また大雨が降ったら同じことが起きる言うて。それじゃかわいそうやないかって、16年が起こって、わずか5年しか経ってないのに、何の、その警報も出さんと、通常意識の中で、通常の雨と同じように考えておったいうて、こんなもん午前中から、さっきも言うたように、電池のことは、町長が来る前に、もしかしたら、木村課長らと話しよったんかも分からない。課長、加藤消防長らとも話しよったんかも分からない。町長は、ちょっと遅れてきたからな。だから、その時に、町長が来る前に話しよったかどうかは知らんけども。ただ、俺は、コーヒーの実のそこへ奥まで入って見たら、水、かなりもう出ておったような部分と、そこのマックスバリュの裏、マックスバリュいうた、言わん言うて、その時、コメリの裏言うたけど、もう水かなり出とうよという発言は、はっきりした。それは、俺ははっきり覚えとう。それがあって、警報が出ておって雨量確認しておって、アメダス見ておって、佐用町の上が真っ赤っかになっておったら、これ、誰がどう見ても危ないと思えるんが、僕は、普通やと思う。危ないと思えないということ自体に、おれは、ええ、危機意識がどこに行っとんや。

それが、16年災害の時に、豊岡であんな酷いことになりながら、1人しか死んでないのに、佐用町よりよっぽど酷かったと思う。豊岡で1人しか死んでないのに、佐用町では、18人と2名不明。廣岡さんなんか来よう途中で死んだ言うて。そりゃ、これる状態じゃない時に、出て来いという呼び出し受けたわけやし。これる状態じゃない時に、呼び出し受けて、出て行く方も出て行く方やと言うんかも分からんけど、やっぱり職務として呼ばれたら行かなあかんと思ったと思うんですよ。けど、その時には、もうはっきり言うて、出れる状態ではなかったわけ。こんな状態の時に、お前、招集かけるという、どういう町なん、この町は言うて。あんまり言うても何ですけど。

ただ、町民にもうちょっと優しい、町民のことを考える、町民が安全で安心で暮らせる町に、私は、ならなあかんと思う。

終わります。

議長（山田弘治君） 山本幹雄君の発言は終わりました。

続いて、20番、吉井秀美君の発言を許可いたします。

〔20番 吉井秀美君 登壇〕

20番（吉井秀美君） 20番、日本共産党の吉井秀美でございます。

まず、8月9日の台風9号で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。

また、未だに行方の分からない、お二方の1日も早い発見をお祈りいたします。

そして、被災された、皆様の生活が早く復旧できることを願うものです。

それでは、これより通告に基づき質問に入らせていただきます。

大きい1点目の は、台風9号の被害について、復旧に全力を挙げることに、このような災害を引き起こさないための対策について、質問をします。

今回の大災害は、佐用町では、観測史上最大の雨の量であったということもありますが、2004年の台風による風倒木が大量に流出したことが、被害を大きくしたことは、間違いありません。誰からも、風倒木の状態は、二次災害を引き起こすと指摘されていましたが、この間の取り組みは、どうだったのでしょうか。山林の手抜き行政の結果と言わざるを得

ません。町長は、これまで取り組んできた事業をどう見ておられるのか。また、これからの取り組みをどのようにするべきと考えられているのか、うかがいます。

、観測史上最大の豪雨ではありましたが、河川の堆積土砂の除去の遅れが被害を甚大なものにしたと、町長は考えられませんか。5年前、2004年の台風で、佐用川、千種川が氾濫し、その後の千種川委員会の調査で、川の形状や支流の合流などで土砂が堆積し流れにくくなっていることが分かり、千種川委員会は、佐用町中心部から久崎地区までの11区間の流下能力の問題を指摘していました。県は財政難で、改修が十分進んでいなかったと言いつつしていますが、せめて堆積した土砂を除去していたら、これほどの大被害にはならなかったのは明らかです。これこそ、人災と言われるゆえんです。被災住民は町・県の施策に大きな憤りを持っています。河川改修計画の抜本的な見直しを行うことを求めます。

、佐用商店街を中心とする地域の雨水排水路について、町長と地域住民の評価には大きな乖離があります。雨水が町の中に溢れないようにという工事目的でしたが、従来水路よりも幅、深さが小さくなる力所がありました。住民が、これで大丈夫なのかという質問をしても、専門的なことが分かりませんから、結局は、町に押し切られたと思っている人が少なくありません。補完として排水ポンプを設置しましたが、これも雨が大量に降って佐用川の水位が上がれば排水できなくなってしまいます。抜本的な河川改修をしなければ、大きな費用と時間を使ってやった事業の値打ちがなくなってしまいます。

、続いて、防災無線について質問をします。神戸新聞は、8月9日当日の防災無線を認識した人は43パーセント、屋外スピーカーだと勧告に気づく人は1割、携帯メールを併用するなど伝達率を上げてほしいという研究員の意見を書いています。研究をしていくべきだと思います。また、今回、避難勧告の放送が、全町一斉であったことで混乱したという話もあります。また、地区内の放送ができず、情報伝達ができなかったことを残念に思っているという意見がありました。そこで、防災無線の運用について、どうであったのかを明らかにしてください。

、次に、災害時の職員の着任体制についてお尋ねします。今回の災害で、出勤中の職員が濁流にのまれて命を落とすという不幸な事態が起こりました。ここで私は、災害時の着任体制に見直すべき課題があると思うのです。合併して、佐用町は、大きな面積の町となりました。激しい雨の中を夜間に、上月から三日月まで行かなければならなかった必要性があったのかどうか。町長の見解はいかがでしょうか。

大きな、2つ目の質問は、被災者への救援体制はどうであったかという問題です。救援は、幅の広いものですが、ここでは、災害直後からの町の支援体制について、質問をします。

その1は、被災後、飲料水・食料・生活用品等の配給が行われましたが、それらの支援を必要とする被災者に届かない状況がありました。そして、そのようなことを町が把握もできていなかったところに問題があると思います。自治会組織を通じて漏れなく被災者の状況を確認できる体制を確立することが必要です。

町は、支援物資のある場所まで被災者に取りに来るよう防災無線で何度も流しましたが、自家用車が水没して使用できない。あるいは、高齢で、物資を運びにくい。災害のショックで家から出て行くことができないなど、いろいろの事情に配慮した体制が必要であったと思います。こういうことを考えられましたか。

3つ目に、大きい3つ目の質問です。保育士など町の臨時職員を正規雇用にすることを求める質問です。町は、保育士や調理師など安上がりを使うために、臨時職員を多く使って来ました。責任の重い任務を臨時職員が負っている。積み上げられて来た経験が、認められないなど、正規化を要求する声が長年あります。私ども、共産党町議団は、再三、こ

の問題を取り上げ、安心して、働き続けられるよう善処を求めて来ました。改めて、町長の姿勢を問うものです。

大きい4つ目の質問、外出支援事業の充実を求めて、質問をします。佐用町総合計画に関するアンケートでは、これからもずっと地域内に住みたいと答えた人が81.7パーセントと圧倒的に多く、60代以上の方は、約90パーセントを超えています。これを見ても、高齢化が進んでいる本町で、交通弱者の交通手段は、重要な問題です。必要に応じて利用できる体制の確立は、論を待たないところです。4年前の町長選挙で、大きな焦点となった旧南光のひまわりサービスは、多くのお年寄りが実施して欲しい行政課題としました。庵造町長も選挙中、公約に挙げざるを得ない状況になった問題でした。今の要求は、さよさよサービスの毎日運行、そして、合併後、利用者負担が重くなった福祉タクシーの利用者負担軽減、これは切実であります。この声に応えるべきです。町長の見解をお尋ねいたします。

以上で、この場での質問を終わります。

議長（山田弘治君） はい、町長。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、吉井議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

8月9日の豪雨による災害発生以来、町として、国や県、各市町をはじめ数多くのボランティアの皆様方のご支援をいただきながら、被災された皆様の支援、救援に全力で取り組んで参りました。被災以後、早50日が経過をし、町内の様子も少しずつ落ち着きを取り戻しているかのように見えますが、被災されました町民の皆様にとっては辛く厳しい不安な日々がまだまだ続いております。今後も引き続き、元の平穏で安心な生活が1日も早く取り戻せるよう復旧、復興に向けて全力で取り組んで参ります。

まず、風倒木のこれまでの取り組みと、これからの取り組みについてのご質問でございますが、16年の台風災害以来、県においても町とともに、災害に強い森づくりの推進を重点施策とし、県民みどり税を導入し、間伐対象森林の山地災害防止機能の強化、集落裏山林の防災機能の強化、高齢人工林の機能強化などを目的に、森林、治山事業として取り組んで来たところであります。しかし、森林施業につきましては、個人の所有でありまして、事業への理解と協力がいただけなくて、まだ事業として取り組めていない被災力所につきましては、森林組合とも連携し、事業推進の強化を図るとともに、被害力所への作業道の整備を図りながら、引き続き取り組みを行い、森林災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

この度の水害は、平成16年の台風による倒木被害によって、木の根が浮き上がり、また土が、それによって掘り起こされた状態であった所に、豪雨を起因とする山腹崩壊が引き起こされたというふうに思っております。これによって土石流となって、被害を拡大したことも事実であると思っておりますが、山全体が、これまで管理が放置され保水力がなくなって、崩壊しやすい状況になっているというふうに考えております。今後、このような災害を防いでいくためにも、山林の整備、また砂防堰堤等の砂防工事、そういう設備のハード的な面と、また管理のソフト的な面で、山の管理を行っていかねばならないというふうに考えております。

次に、河川改修計画の抜本的な見直しを行うべきではないかとのご質問でございますが、議員、ご承知のとおり、平成16年には、度重なる台風により社会基盤に甚大な被害をもたらし、それ以降、県及び町にあっては、被害区域を中心として、堤防のかさ上げを約1,400

メートル、堆積土砂の撤去、約5万8,000立米等を行ってきておりますが、今回の大雨により一瞬にして、未曾有の大災害を被ったことは、誠に残念であります。洪水被害を踏まえた、大々的な河川改修に事業着手していただくことは、喫緊の重要課題であり、災害発生直後より国・県にも強くお願いをしているところであります。

兵庫県にあっては、早速8月14日に西播磨県民局内に、地域災害復興室が設置され、佐用川流域における復旧事業を早急に行うとともに、千種川及び佐用川の抜本的な改修を着実に進めるため、旧佐用土木事務所地に河川復旧事業課が設置されたところであります。この度の河川復旧、復興においては、度重なる洪水被害の経験を踏まえ、千種川、佐用川はもとより、庵川、大日山川、幕山川、江川等々の流下能力を高めるため、河道掘削や築堤等の改修計画を早急に策定していただくよう協議を行っております。実施されるに当たりましては、人命や家屋等の資産の安全等を早期に高めるための事業であり、広範囲且つ数年間でやり遂げなければならない大事業となるため、本町としても、流域集落、流域住民の皆さんと密接な協力体制を構築し、事業推進に努めて参りたいというふうに考えております。

次に、雨水対策の排水路と、町内の雨水対策の排水路の事業について、地域住民の評価には、私と乖離があるところのご質問でございますが、佐用雨水対策は、さよう文化情報センター横の河川沿いに雨水ポンプ場を平成18年3月に完成させ、同時に商店街の排水路が狭く、迂回曲折、屈曲しているのを国土交通省の雨水対策事業、浸水対策事業により国の補助事業として、事業計画承認を受けて実施をし、平成21年8月に完成させている事をご存知のとおりでございます。水路関係者、自治会長等現場立会い等も行い、自治会単位に工事説明会も行い、国の基準で大きなボックスカルバートを道路に埋設する工事を施工をいたしました。今回の災害は、時間雨量89ミリ、日降水量326.5ミリの観測史上最大の降雨であり、大山谷方面からの流入、佐用川堤防からの、各所の堤防からの越水で、濁流が商店街に一気に流れ込み、各所に想像を絶する大きな被害を発生がしたところであります。

雨水排水計画については、集落説明会等におきましても、河川堤防を越えた場合、雨水ポンプでの対応はできないため、当然、河川改修、井堰等の改修を同時に県に強く要望しているということを説明をして参りました。そして、今年度から、井堰の改修、撤去の事業に入る予定でもありました。今回の被害を教訓に、県においても、河川堆積土の除去、総合的な河川改修計画を要望をしておりますので、今後、抜本的な対策に努めたいというふうに思っております。

次に、防災無線についてであります。防災無線の運用につきましては、平時におきましては、一般行政事務に関する通信を取扱い、災害時には、防災、応急救助及び災害復旧に関する通信をとり行うことといたしております。当日も、防災行政無線を通じて、情報の伝達を実施をいたしました。このような、災害時には、集落ごとの放送を制限し、必要な情報を提供するための通信の統制を行うことといたしております。災害時には、集落ごとの放送が重複し、放送できない状況となるばかりか、町からの放送が入ると、集落内の放送は、途中から入らなくなるなどを防止するための措置でありまして、ご理解をお願いいたします。

住民への情報提供につきましては、防災行政無線をはじめ、携帯メールによる避難情報の伝達や、佐用チャンネルによる災害情報の緊急放送等をあわせて、今後行っていき、早く正確な情報の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、職員の出勤中の死亡事故について赴任体制に無理はなかったかということについてでございますが、亡くなった職員の災害時の配備先は、三日月地域対策本部となっておりますが、これは、通常の勤務先がけんこうの里三日月であったためであります。参集は、

責任感と、その時の状況により判断して、より慎重に考えて行動したと思っておりますが、このようなことになったことは、大変残念でございます。職員も、広範囲に亘る地域から勤務をしておりますので、今後とも、災害時の参集につきましては、地域の災害状況を確認しながら、自分自身の安全確保を図った上で、行動をするよう再確認を行って参ります。

次に、被災後、飲料水、食料、生活用品等の配給が行われたが、被災者に届かなかった状況があったということでございますが、8月9日の夜の災害発生後、町及び災害対策本部として、翌10日の朝食から配給を始めました。10日から11日にかけては、役場及び各支所に備蓄をしておりました災害用非常食と、また学校給食センターでの炊き出しを行い、おにぎりなど、最大3,000人分を用意し、被災者の皆さんに、何とか食事をとっていただこうと、配給を開始しております。しかしながら、あの混乱した中で、全ての被災者に完全に行きわたったとは思っておりません。中には、食事や配給物を、物資を届けたくても、道路の寸断により行けなかった地域もございます。このような地域では、できるだけ早い時点で、地域の被害状況を把握するために、自治会長等に連絡をし、何とか、地域内での助け合いをお願いした集落もございます。

また、自治会長からの連絡により、役場から、途中の道路の崩れた所まで運び、寸断した上流側まで自治会長や集落の皆さんに取りに来ていただき、途中中継をしながら救援物資を届けさせていただいた地域もあります。何分、今回の災害は、まさに、今までの想定を遥かに超えたものであり、自治会長さん宅も相当の被害を受けられており、災害直後には、連絡も取れない状況もありました。今回のような場合でも、単に自治会組織だけでなく、複数の組織や地域全体での連携力が求められていることを痛感いたしております。この面では、合併後、本町で進めて参りました地域づくり協議会の組織が、十分に熟成して参りましたら、このような災害時の対応についても、十分機能していくものと考えられますので、今後の地域づくり協議会の大きな目的として、防災、災害時の対応など、今回の災害を教訓として、全ての地域で検討し、万々に備える体制づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、自家用車が水没、あるいは高齢者等で物資の搬送が困難な方への対応でございますが、今回は、被災地域全体で、また、役場においても、本庁及び上月支所の全ての公用車が水没、また、参集しておりました職員の自動車までが、ほとんど水没するという状況の中で、特定の家庭を想定しての個別対応は、全く困難であったと思われまます。やはり、このような場合も、まず隣近所で、あるいは、集落自治会で、お互い身近な者同士が助け合う。それを行政が、できるだけ援助していく以外に方法はないものと思われまます。

次に、保育士など臨時職員を正規職員にとのことでございますが、現在、町内の12保育園で臨時職員を含めた職員数は94名でございます。この内訳は、園長11名、正規職員の保育士26名、臨時職員の保育士は38名の他、正規の調理員が6名となり、臨時の調理員が9名、その他、土曜日曜の代替保育士とパート職員を採用いたしております。正規職員の保育士の確保については、毎年、少数ではありますが、新規採用も定期的に行い、補充を進めておりますが、最近の傾向では、ゼロ歳児を含めた保育園児の低年齢化と自閉症など発達障害にかかわる個別対応等の必要性から、どうしても臨時職員に頼らなければならない状況でもあります。平成21年度の町内全保育園のクラス数は、39であります。園児数が10人、11人の長谷、石井保育園でも年齢構成により2クラス編成をしております。原則として、正規職員によるクラス担任、補佐的な臨時職員ということは基本でございますが、現状では、困難な状況もあります。

また、保育士のほとんどが女性でありますので、産休や育児休暇などの場合もあり、代替として臨時職員に頼らなければならない場合もあります。このような状況の中で、全ての臨時職員を正規職員にするというのは、制度的にも、行財政改革や長期的な財政負担が

ら言っても相当の無理が生じて参りますので、早急な対応は、困難であるというふうに考えております。

次に、さよさよサービスの毎日運行並びに、タクシーの利用者の負担軽減をとのことでございますが、合併後の平成 19 年 2 月の制度開始以来、これまでの議会でも度々ご質問をいただき、その都度、答弁をして参りましたが、本町における公共交通体系の整備、また将来的な町財政運営の観点から見ても、現行制度を何とか維持できればというふうに思っております。これは、さよさよサービスを毎日運行するとしても、現行の倍の車両及び運転員の確保が必要であり、タクシー運賃助成にしても、平成 20 年度決算においては、約 2,000 万円近い町単独財源の持ち出しとなっております。多くの高齢者や障害者の皆さんが、いつでも行きたい所に自由に行けることは理想でございますが、いろいろな状況の中、苦勞して免許証を取得され、多額の車の維持管理費を負担しておられる皆さんとのバランスも考慮する必要があるかというふうにも考えます。しかしながら、本年、10 月末で、町内 3 路線のウエスト神姫の定期運行バスが休止の申し出があり、本年度初めから多くの皆さんの参加を得て、地域公共交通会議を開催し、検討を加え、さよさよサービスにおいては、利用者枠の拡大、スクールバスの混乗化、船越佐用間においては、代替車両の運行、また三日月テクノ間では、新規バス路線の開設など決定し、準備を進めております。

しかし、今回の災害において、船越へのバス路線は、現状のまま来年 3 月末まで延長することを決定し、できるだけ地域の公共交通確保に努めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、再質問いたします。

まず最初の 1 番の質問の 1 つ目の風倒木の関係ですけれど、これ、町長は、平成 16 年、2004 年の、その倒木被害の木の根が浮き上がっていた所を、豪雨で山腹崩壊につながったということでございますけれど、事業を行った所の、それと間伐材とかですね、切り倒しそのまま放置をしていたという、そういう問題も新聞で、町長ご自身も、腐らせて処理しようとしていたのではないかということをおっしゃっておりますけれど、現状で、そういった状態の再調査をしてですね、片付けていかないと、また豪雨の時に流れ出て、それが堆積して、被害を大きくすると、そういった問題が心配されます。その点は、いかがですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、森林、材木がですね、利用できれば、全て搬出されて、山になくなるんですけども、ただ、やはり今の木材価格から見ればですね、そういう間伐材等は、山で処理をしていくということしか、実際にはないと思っております。

しかし、今回もですね、風倒木なり、また間伐した材料を山に置いてたから、それが、原因で山が崩壊したということではありません。崩壊した山の所に、そういう物があつたから、それが、当然たくさん流れたということでもありますから、そういう、その場所によってはね、安全な所、また、そういう危険のない所においては、間伐した木材なり、また、風倒木、倒木した物についても、山で元に、腐らせて戻すということ、このことも当然必要かと思っております。ですから、危険な所、既に、山が全体が崩壊しそうな所に、そういう木

が、そのままあるという所、そういう所はですね、そういう物も、土砂と同時に取り除く、また、それが流れ出ないような措置を行っていくと、そういうことは、当然必要かというふうに思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 2つ目の問題ですけれど、現在、土砂の浚渫が行われておりますけれど、この場所については、町内で40カ所、そして10億円の費用を掛けてやっているという説明が先般あったわけですが、被害に遭った立場から見ますとね、今、毎日、本当にたくさんの量のダンプが入ってやっているわけですが、じゃあ、なぜ、5年間やって来なかったのか、これ、町長が、県に要請する問題ですけれど、なぜ5年間やって来なかったのか、お願いします。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、5年間やって来なかったということはないと思います。これは、毎年、町としても、県からも委託受けてやって参りましたし、県としても河川の、そういう断面が閉塞している所についてはですね、土砂の取り除き事業もやってきていただいております。

ただ、今回の、今、土砂というのは、今回の豪雨によって流出した、堆積した土砂、これが膨大な物でありました。それを、今、大々的にですね、緊急事業として取り除いて、取り除き工事をやっていただいていると、しているということでもあります。

毎年、そういうことで、佐用川の近くで見ていただいたら分かる。決して、何も一切してなかったということは、それはないということは、吉井議員も見ていただいていると思いますけれど。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 全然運んでないというわけじゃないんですけど、住民がね、要求している所について、中々進んで来なかったということが、実際にはあるわけですし、ここの文化情報センターの川にしましてもね、裏の川にしましても、今年の年度末にね、途中で関係自治会長が、何で、ここまでやってくれへんのやという話に、お金がないんだと、そういうような状況で、皆がね、佐用川の、あの状態を見て、雨が降って水が出たら、絶対溢れるというように言っていた状態でしょう。それを、やってこなかったわけじゃないと言われますけれど、皆が危険を感じていた状態を、どうして、こう引っ張って来たのかと、そういうことなんです。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 具体的に、役場の裏の河川についてもですね、今、言われますように、全面的な取り除きということではできませんでしたが、途中までに、途中言うん

か、一部、工事をさせていただきました。これは、予算の問題も確かにあるかと思えます。こういう災害になってですね、予算のことは関係なしということも言えますけれども、やはり、通常の場合、やはりどうしても、予算、年間の予算の中でね、必要なところから順番にという形は、これは止むを得なかったというふうに思いますし、特に、この裏につきましては、今年から井堰のですね、工事に入るということになっておりました。この大成の井堰は撤去するということを考えて計画で挙げておりましたので、当然、まあ、その井堰を取り除けばですね、その時に、そういう物も全て完了させるということ。そういう考え方で進んでおります。

それが、その当然、間に合わなかったとか、結果的には、こういう結果で、先やっておればというふうに、当然、言われましても、その前の段階におきましては、そういう1つの計画の中で、事業というものは進めていかざるを得なかったという点は、ご理解いただきたいと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 町の中に、大変な濁流が走ったわけですけど、その前回、2004年の時にも、あの時は、大山谷が溢れて、佐用川、大山谷からの溢水があったと。で、今回、地元からはね、土木が、佐用にあった時は、度々というか、ちょくちょくは、姫新線の方から、大山谷に流れていく国道の下のね、管を掃除をしてくれていたと。ところが、県の行革で、それがやらしてもらえなくなった。これは、前回の時も質問をしたんですけど、今回にしても、姫新線が川になったわけですけど、大山谷の水位というのがね、溢れるほど高くはなっていなかった。というのは、そこに流れ込まなかった。流れにくくなっていた。そういう現象があると、地元の方は言われるんですけど、そのあたりの県とのですね、管理上の問題で、町長は、要求をしていましたか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） やっぱし、大山谷につきましてはですね、非常にまあ、これまでも構造的に欠陥があるということは、これはお互いに認識はしてきたところです。

まあ、その今、言われる姫新線、鉄道が、その河川をまたいでおりまして、そのカルバート、そこが一番詰まりやすいと。ですから、ただ、災害前にですね、そこが詰まっていたということでは、私は、なかったというふうに思っております。

今回の、一気に大山谷からも土砂、また、そういういろんな木が流れて来て、それを一気に詰めて、そこを閉塞してしまった。詰まってしまったと。それで、全部、鉄道、その上を、姫新線の軌道を走ってですね、その水が、町内に流れ込んで来た。これは、16年の災害も、そういう現象が、非常に大きな、災害を大きくした原因だったというふうに思っております。

まあ、そういう点についてもですね、中々、根本的な、そういう構造的なものを解決するというところまでは、至っておりませんでした。そういうことで、大山谷については、川の、16年にも被災をした、越水をした所のお寺の裏の堤防を嵩上げするとか、そういう対策をしてきたということでもあります。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20 番( 吉井秀美君) この大山谷川なんですが、その構造上欠陥があると認められていて、そして、5年前も、災害を起していますし、その手立てが、お寺の裏の堤防を高くするという対策だったわけですが、これまでも、もう5回も6回もと、地元の方は、大変な被害に遭って来られているわけです。そこで、ここの根本的な解決というのは、JRにも負担してもらわなければならないだろうし、国県の支援をいただかなければできないと思いますが、その点は、どう考えられますか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、そういう抜本的なですね、この改修を行っていかなければ、そういう危険は、いつまでも残っていくということです。まあ、当然、大山谷からもですね、そういう土砂等が、これまでのように流れ出ないような、1つは治山対策ということも、当然必要でありますし、まだ、その今、河川の、姫新線ができた時、昭和の初めぐらいの構造でやっている部分がありますから、その後の、そういう河川のカルバート、こういう解決についてはですね、これは早急にJR、また、当然これは、県や国に、今回の災害対策としてですね、要請をしていく1つの大きな課題だというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 次に、4番目の防災無線についてですけれど、これの問題は、先ほども山本議員が質問をされておりましたけれど、避難勧告が遅すぎた。これが私達の地域の被災者の共通の意見です。

で、それと、5年前にも、私達の地域では、今回、お年寄りの女性の方が、2人、避難中に亡くなりました。5年前に、その避難場所が一番危険な場所を通して、通過してですね、駅前というのは、水が溜まってしまいますから、その危険な場所を通らないといけないような避難場所が適切かどうかという問題について、町長は、その災害によりですね、水害が、水害の場合に、どこが適切か、地震の場合はどうか、そういったことで、見直しが必要だということ、その当時も言われておりましたけれど、今回につきましても、9月9日の神戸新聞に町長の会見の中で、水害を想定した避難方法も検証をしていくということで、豪雨の中、夜中に避難所まで行くのは、非常に危険と思い知ったと。何ですかという思いで、これを読んだんですね。

5年前も、夜暗くなってから移動しなければならない事態だったんですね。これまで何やってきてるん。何をやって来たのと言いたいんです。それで、亡くなられた方は、どちらもお1人暮らしでした。それで、1人の方は、隣の人とね、一緒に逃げようということで、手をつないで避難所に向かって、溺れられたわけです。で、その近くで、やっぱり高齢のひとり暮らしばかりの女性が、やっぱり避難所を目指して3人で家を出て歩いておりました。ところが、もうとっても歩けるような状態じゃなくって、東西の、地域で言いますと、小さな路地がたくさんあるんですが、東西が、とても渡れない状態で、1軒のお家のブロック塀にしがみついて、そこのお家が、わりと新築だったのでね、3段ぐらい、玄関まで段があるんですけど、その一番上に3人で寄り固まって、胸まで水に浸かって水

が引くまで頑張っておられました。で、その内のお1人が肺炎で入院されたわけですが、その避難勧告がね、何で、こんなに遅くてね、もう外に出たら危険だという状態になってから出されたのかと。私は、その時、家の2階から外見てまして、防災無線はね、だいたい、普通の家は1階にあると思うんですけど、浸かって聞こえないですね。水に浸かってしまって。で、外から、9時20分ですか、もう時間も、私は、真っ暗な中ですから、分かりませんでしたけど、町長が、避難勧告、叫ばれた時にはね、もう意味が分からなかった。どうすればいいのと。こんな流れの中をね、そういう状態だったんですね。

で、先ほど、地域で助け合いをとということで、地域づくり協議会が、災害に対して有効に働いてくれる、そういう組織にしなければならないということをおっしゃいましたが、佐用町の基本計画に、町内全域に、自主防災組織の結成を促進し、その活動の活性化を支援すると。そういうことがあります。どう取り組んできたのか、経過をお願いしたいことと。

それから、避難勧告については、山本議員が質問をされましたけれど、私は、なぜ町民の皆さんに、早い時間に、もっと情報を的確に提供できなかったのか、その点について、町長は、甘かったと言われましたが、再度、お答えをいただきたいと思います。

それと、その夜、7時50分の通常放送はあったんでしょうか、どうだったんでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 合併後の地域づくり協議会の中でですね、地域の安全とか、そういう防犯、そういうことが、1つの大きな課題として取り組もうと、ですから、この防犯組織を作ったり、また、そういうこれからの活動の中でね、地域づくりの中で、そういう安全というものを考えて行こうということで、今年からですね、その地域づくりの計画を作っていく段階に、具体的なね、計画を作っていく段階にありました。

当然、災害につきましてですね、実際に、水害と地震というのは、かなり状況が当然違うわけです。また、避難というの、確かに、その危険な時に避難する所と、実際に避難生活をする。避難をする所は、やっぱりどうしても、そのまとまって、遠い所に避難をするということでは、中々、緊急の場合の避難には間に合わないということも多々あると思います。

まあ、16年の水害の時にも、そういうことで、避難がかえって危ないなということも、当然まあ、そういう避難された方も、言われておりましたし、特に、夜暗い中ですね、避難をする危険性ということについては、十分に、そのへんは、頭の中にあっただけのことです。

まあ、避難勧告が非常に、そういう意味で、タイミングが遅かったと、判断が遅かったということで、それが、その避難される中でね、非常に大きな、後、この災害につながったと、その人命につながったということが、実際にあったということであれば、本当に、それは申し訳なく思っております。

ただ、今、言われた、具体的な話として、その佐用の亡くなられた方でね、2人で外へ出られたという、何時頃出られたのかということとか、そういうことも、今後、その避難勧告によって、当然出られたということなのか、今、私が、後から放送しました、私自身が、皆さんに危険ですから、注意してくださいという放送をしたのは、10時を過ぎてからであります。ですから、その時に、当初、一番最初にしたのは、緊急の場合で、声が大きくて、割れて分からなかったと。そういうことで、2回目の放送をしております。それは、避難勧告をした後、多分、30分、40分ぐらい経ってからだったと思います。それは、も

う非常に町内がですね、水が流れて危険な状態になっていると。全町、どういう状態になっているか分かりませんが、こういう状況の中で、他の地域も非常に、そういう状況になっているんだらうということで、放送をさせていただきました。

それから、もう1点、もう1点は何でしたっけ。

通常の放送ですね。それは、ちょっとまちづくり課長、お願いします。

議長（山田弘治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 7時50分ですね、定時放送が流れたかどうかということですが、定時放送につきましては、終末の金曜日に、夕方に機械に録音をいたしまして、時間を設定して流れるようにということで、設定をするわけですが、当日は、7時50分に定時放送は流れております。

20番（吉井秀美君） 流れている。

まちづくり課長（前澤敏美君） はい。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） それでは、9時20分の避難勧告は、町長ではなかったということですね。

町長が言われたのは、10時過ぎてから。その9時20分の避難勧告について、町民は、遅すぎたということを行っているんですが、町長の放送につきましては、意味が、よく分からない。役場がうろたえてどうするのかと。町民を落ち着かせて欲しかったという冷静な判断ができるように、するべきじゃないかと。こういう、町長の放送に対しては、そういう感想が、後からですけど寄せられております。

それで、当日の7時50分の放送については、やっぱり雨の様子がおかしいと、家族の団らんの中でね、これは、ちょっと心配なんだろうという話の時に、通常の放送が流れてですね、いや何もないやんかというような雰囲気になったということで、その対応が、緊張がね、そこでパッとこう途切れて、次の行動が遅くなったようなことも聞いているんですけど、そういうね、役場へ職員が配備されて、そういった時に、通常の放送というのは、パッと切ってですね、切り替えていくべきじゃないかと思うんですが、気がつきませんでしたか。

議長（山田弘治君） はい、残り時間、5分切りました。

はい、まちづくり、

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当は、まちづくり課ですけども、まちづくり課長が、そこに、実際ね、その場で判断する立場でなかったと思います。あの状況の中でですね、中々、そ

うということまで実際に、考えが及ばなかったと。それは、そういうことがおかしいと言われれば、それ、おかしいと言われるままですけれども、実際に、そういう放送がセットされて、そのセットを解除してというところまで、実際に、考えが及ぶような状況ではなかったというふうに思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 県からは、2時15分に水防指令1号が発令され、続いて2号が16時37分。で、佐用川の警備、水防警報が、2号が4時半、こういった事態の時ですね、そして、水防指令3号が7時10分、こういった事態の時に、いろいろとあるでしょうけれど、私、たまたま、その時に県会議員と連絡とっておりましたんですが、佐用町からは、何も言って来ておらんと。県の方にね。で、町長が、県に電話連絡をしたのは9時15分、ここまで8時代の大雨の時にね、危険を感じられなかったのかというのが、私は、非常に町長として危機感がないと言わざるを得ない。どうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 県会議員に、何を、どういうふうに話をしたのかと、そういう、その言っていないという、連絡をしていないとか、何時のことですか。特に、災害対策について、そういう問題についてね、県会議員に連絡をしたりするというようなことは、通常行っておりませんし。

20番（吉井秀美君） 私が、県会議員と話ししよった。県の方に、町が言うてないっていうこと。佐用町の状況がつかめてませんって県が言うてると。

町長（庵逄典章君） それは、災害がずっと発生してる中でですか。私も県から、その情報入って来てますけれども、県の方に、直接、確かに、連絡はしておりません。はい。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井秀美君。

あっ、吉井秀美君の発言は終わりました。

ここでお諮りをいたします。昼食等のため、午後1時まで休憩といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。  
再開は、13時、1時です。お願いします。

午前11時23分 休憩

午後00時59分 再開

議長（山田弘治君） そしたら、休憩前に引き続き一般質問を続行をしたいと思います。  
その前に、町長の方から吉井秀美議員の質問に対して、尻切れ蜻蛉になっとうような感じなんで、それにちょっと答えさせていただきたいということなんで、許可をいたします。

町長（庵逄典章君） すいません、私の方が十分に理解できなくてですね、県の方には、連絡していませんというような答弁をしてしまいましたけれども、それは、ちょっと、私の、吉井議員の質問が、県の方、県会議員の方がおられる所にね、連絡を、私は、そういうことをしてませんという思いで言ったんですけど、意味で言っておりまして、県に対しては、当然まあ、対策本部の中での、いろいろと情報が入って来て、対応していることについては、県へ逐一、何も連絡もしておりませんし、県からも連絡はありませんでした。

で、私は、9時、勧告を出す前だったと思いますけれども、一応、県の方に連絡を入れて、それは、知事だったのか、防災監だったのか分かりませんが、連絡はしました。

で、後、9時30分ぐらいだったと思いますけれども、過ぎだと思っておりますけれども、そういう状況の中で、県に連絡をしております。

で、9時42分か、今の記録によりますと、県の方に、状況が、とても町の方では対応ができないというような状況が出て来たということで自衛隊等の出動もお願いをしたいというような連絡をとったということでもあります。

そういう当時の状況だったというふうに記録しております。

議長（山田弘治君） 引き続いて、1番、石堂 基君の発言を許可いたします。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） まず、先の豪雨災害により尊い命を奪われました、18名の方のご冥福を心からお祈りいたします。

それでは、一般質問、大きな項目で2点。

まず1点目に、仕組み債の購入による基金損失について、お伺いをします。

自治体における基金運用については、自治法に定めるところにより確実かつ効率的に運用されることとなっておりますが、先に報告のあった仕組み債3億円購入については、非常に社会的批判の多い金融商品を公金で購入し多額の損失を生み出すことが懸念されています。そこで、次の項目について伺います。

1点目、今回の、この仕組み債購入に係わる基金運用委員会の決定、この決定に携わった委員の構成、それから、この決定に至るまでの検討内容。

それから、2点目としまして、今回のような資金運用、これについては、旧町時代から把握できる範囲でよろしいですが、あったのかどうか。

3点目として、購入後の利払い、それから、さっきも少し報告があったと思うんですけども、現在までの評価損失。

そして4点目、これを速やかに換金をしなければいけない場合が出て来た時ですね、これを行った場合の損失額はいくらになるのか。これについて、お伺いをします。

それから、大きな項目2点目として、今回の台風第9号災害発生時における防災体制について伺います。今回の災害発生における防災体制については、事前の情報が全くなかったとか、何らなかったこと、それから避難勧告の発令時期が非常に遅く、このことにより、住民の多くが、危険な状況を招いたことなどが考えられると思います。そこで、次の項目について伺います。

1点目、本町防災計画に基づく防災体制の、今回の実態的な稼働状況について説明を求

めます。

2点目、今なおもありますが、行方不明者情報を発生直後、確認できた時期。それと、その後の町の方の対応について伺います。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（山田弘治君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に仕組み債ということについてのご質問であります。本町においては、平成20年3月に三井住友銀行との間において指定金銭信託を契約しております。この金融商品は、信託法に基づく金銭信託に区分されまして、いわゆる仕組み債では、仕組み債ということではないということなので、金銭信託というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。

まず、基金運用委員会の構成及び本件での検討内容の質問にお答えをさせていただきます。基金等公金の管理に関しましては、佐用町公金管理委員会を設置し、委員会の構成は副町長、会計管理者、総務課長、財政課長、及び各基金担当課長、21年度で9課です。計13名をもって組織し、委員長は副町長、事務局長は会計課が担当をしております。

委員会は、地方自治法の趣旨を踏まえ、安全確実且つ効率的な公金の管理に取り組むことを目的として、その任務は、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の経営状況等に関すること。2つ目に、金融機関の破綻が懸念される事態における公金の保管等に関すること。3点目には、公金の運用管理に関することとしております。

平成19年11月に開催した委員会において指定金融機関等における預金と長期借入金とで相殺できる範囲を超え、万一金融機関が破綻した場合に預金が保全できない金額、約8億円について、ペイオフ対策として19年度末に国債、地方債、5億円の購入及び三井住友銀行の金銭信託3億円の契約について協議をしております。

委員会における協議では、三井住友銀行の金銭信託、期限前終了条件付パワーリバース受益権は、元金は、原則として全額保証されますが日本国債を担保資産とし、信託期間は30年であり、為替変動リスク、信用リスク、中途解約はできない等のデメリットがありますが、配当額がターゲット額に達した場合、信託契約は期限前に終了する条件が付いております。為替変動リスクについては、過去20年間において為替市場で1ドル100円より円高になったのは、平成6年の1年間だけで、円安傾向が長期に継続していたことから、概ね、5年余りの期間でターゲット額に達し期限前終了が見込まれると委員会として判断して契約する方針を定めております。

委員会の協議を踏まえ説明を受けた後、私の決済を行い、平成20年3月に三井住友銀行と会計管理者との間で金銭信託の契約を締結をしております。

次に、本件のような資産運用は、合併前から行われていたかとのご質問にお答えをさせていただきます。議員も、既にご存知のとおり平成7年より政府により全額払い戻し保証されていた預金が、金融機関が破綻した場合、平成14年4月から定期預金など定期性預金については、元本1,000万円と、その利息までしか払い戻し保証がされなくなり、平成17年からは、決済預金を除く普通預金においても元本1,000万円と、その利息までしか払い戻しが保証されなくなりました。このため、全国の地方公共団体は、公金の管理について、万が一金融機関が破綻した場合に備えペイオフ対策の委員会を組織するとともに、金融機関の預金と長期借入金とで、金融機関の破綻時に相殺できる範囲内で預金をして、相

殺できる額を保全できない金額をペイオフ対策として国債、地方債の購入などの対策を講じております。

このペイオフ対策は、平成 17 年の合併時以降に取り組みを開始したもので、旧町においては、基金は全額預金で運用し、国債、地方債などは購入をされておられません。

次に、購入後の利払い及び評価損失についてのご質問にお答えします。金銭信託の契約条件により契約後 1 年間は、配当年率 3.35 パーセント。以降は、為替市場が 1 ドル 99 円より円安になると配当率 3.35 パーセント。1 ドル 95 円 75 銭より円高になると年配当は 0.1 パーセントと定められ、配当額はターゲット額の約 4,970 万円。年配当 3.35 パーセントが 5 カ年に達した場合、信託契約は期限前終了をするという契約になっております。

このことにより平成 21 年 3 月末に 1 年目の配当、年率 3.35 パーセントによって、約 1,010 万円余りの配当を受けております。

また、平成 20 年 9 月におけるリーマンブラザーズの破綻を契機とした 100 年に一度と言われる世界同時不況の元においてドル安円高が進行し、平成 21 年 9 月末の上半期決算期日においては、為替市場では 93 円 18 銭であったことから、年配当率 0.1 パーセント、上半期の配当は約 15 万円の結果となっており、契約後約 1 年半の配当合計は、約 1,025 万円でございます。

時価損評価額につきましては、金銭信託は原則として、中途解約はできませんが、仮に、ただちに中途解約するとした場合の価格で、為替市場が世界同時不況の元で、ドル安円高傾向にあることから、21 年 3 月末の時価評価額は約 2 億 5,600 万円で、4,400 万円の評価損。21 年 8 月末におきましては、2 億 2,400 万円で 7,600 万円の評価損と計算上なります。この時価評価額は、仮にただちに中途解約するとした場合の価格であり、今後の金融情勢により随時変動するものでありますが、実損失が最終的に生ずるものではないというふうに思っております。

次に、速やかに中途解約を行った場合の損失額は、いくらかとの質問でございますが、この先ほど言いましたように、この金銭信託は、契約において原則として中途解約はできないと定められております。三井住友銀行に照会をさせましたところ中途解約の場合の払い戻し額は時価評価額に近い金額になると聞いておりますが、当然、あえて実損が出る中途解約をするような選択をすることはないというふうに思っております。

次に、本町防災計画に基づく防災体制の実質稼働状況ということについてでございますが、災害対策本部を本庁に、そして、地域対策本部を本庁及び各支所に設置することといたしておりますが、今回も災害対策本部を設置した時点にありましては、本部室及び各対策部の責任者の招集によって参集をいたしております。

その後、3号配備の体制を基に電話連絡網により職員全員招集の要請を行ったところであります。

その中での対応は、先に山本議員及び吉井議員のご質問にもお答えしましたような内容でありました。次々と入って来る地域からの連絡に、消防や消防団に協力を仰ぎ、現地に土嚢を積むというような対策に行ってもらいましたが、その後、急激な雨量、増水により何もすることができなく、手が打てなかったという状況であります。本部におきましても浸水をし、この間、電話等が入って来る中で、中々現地の、それぞれの状況も十分につかめなかったという点があったというふうに思っております。

次に、行方不明者情報の確認時期と、その後の対応についてであります。9日の午後9時半過ぎには、本庁舎も上月庁舎も浸水をし身動きが取れない状況となっておりました。そのため、電話によるやり取りがほとんどのため、確認の時間等が定かではございませんけれども、9日未明から10日に掛けて、主に警察や消防、自治会から行方不明者等に関する情報が寄せられております。10日以後、自衛隊や県警の方達による懸命の捜索活動で

多くの方が発見をされました。自衛隊は、9日から23日まで車両213台、延べ人員996名。同じく、警察においては9月4日まで延べ5,156人の動員をいただいております。

また、8月27日には、警察署員4班で200人。消防署員28名。自治会と一般の方60名を含む一斉搜索が。29日には、町消防団員200名余りによる一斉搜索も行っていただいております。

また、見土路の土石流現場や家内の竹林を伐採しての搜索、9月8日には上郡の金華橋から下流に堆積するごみを除去しての搜索に当たるなど行方不明者の発見には、可能な限りの努力をして参っておりますが、残念ながら、未だ2人の方が発見をされておられません。以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 時間の関係がありますので、2点目の台風災害の関係の方から再質問に入らせていただきます。

午前中の議員の方の質問の答弁内容なんかも聞いておりましたので、概ね、時間的な経過というのは、把握しておるんですけども、再度確認のためにお伺いをします。

防災関係の県のフェニックスの気象情報で流れてくる水防指令の発令時刻ですね、これについて、住民課長の方になるのかなと思うんですけども、私の方の調査によれば、1号については、14時15分。2号については16時37分。3号については19時10分。そういうふうに把握しておるんですけども、これで間違いはないでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 相違ありません。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） それでは、この水防指令の時刻経過を実際に町の防災計画の中の防災体制というところで、どういうふうにこう、反映をされていくかということが、実は知りたいところなんですけれども、当然のことながら、改めて、この場で申し上げるまでもなく、町には、地域防災計画というのが、災害対策基本法に基づいて定められています。これについては、毎年、見直しをする必要がある場合には、やるということで、私が、今、手元に持っているのは、今現在、町のホームページの方から見れる部分なんで、もし違っていたらご指摘をいただきたいんですが、当然、この防災計画を実行するに当たって、1番には、防災体制の整備、配備だと思っんですけども、で、それについて、確認をしたいんですが、今現在ある、この防災計画の配備基準、ページで言えば、23ページですけども、この配備基準に基づいて、防災体制の職員配備、これを行っていくというふうに理解をしてよろしいんですね。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） そのとおりです。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂 基君。

1 番（石堂 基君） それでは、当然、質問しとうわけですし、実態も含めて、当局側の方でもご承知だと思いますが、この配備基準に基づかない配備が行われているという、この点について、項目を確かめたいと思います。

今更、この配備基準を皆さんにお見せする物ではないんですけども、一応、主要なところ、特に、この配備基準について、太線で書いてあるところだけ読ませていただきます。

まず、警戒準備体制ですね、これについては注意報、洪水注意報のいずれかが発令された時。それから、この時の対応として、住民課及び各支所から待機を指示。これは職員配備ですね。

で、次に、水防指令 1 号が出た場合ですね、災害警戒本部の設置、配備としては、1 号配備。大雨警報、洪水警報、いずれかが発令された場合。水防指令 1 号が発令された時。本庁から配備を指示。関係課人員、2 割から 5 割を配備。情報収集、応急対策の準備を行う。

それから、その次ですね、2 号配備の時に初めて災害対策本部となりますね。2 号配備、水防指令 2 号が発令された時、所属人員の 50 パーセントを配備し、防災活動を行う。対策本部から配備を指示。これについては、先ほど、町長の方が説明されたところだと思います。

で、最終的に 3 号配備、水防指令 3 号が発令、所属人員の全員を配備し、防災活動を行う。対策本部から指示となっています。

まず、これを前提にしてお伺いします。なぜ、この配備基準に基づいて配備ができなかったのか。町長は、経過なんか状況を見ている時に、自分の判断が甘かったというふうな説明があったと思いますけれども、個人的に川の水位を見ながら、その時の判断、たいしたことにならないだろうというようなことで判断されたというのは、それは、1 つの決定事項の要因でありますけれども、最終的に、なぜ、この配備をしなかったのか。それについて、説明してください。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その点は、そういうご指摘の中で、要するに判断が甘かったというふうに、そういう答弁しかできないかというふうに思います。

3 号指令、3 号が出た時も、7 時 10 分ということになっておりますけれども、実際に、県から届いて、フェニックスで入って来て、担当者が確認をしてという状況の中で、当然、県から発令された時が、その時間ということになっておりますけれども、かなり若干、時間的には、遅れたものが入って来たと思いますけれども、その 1 号、例えば 2 号が出た時、この点については、私も、当然、今までの経験の中でですね、役場に来て、また、その雨が小康状態になり、日曜日でもありましたので、そこまでの人員を招集する状況ではない

だろうという、そういうふうな判断で、一端、先ほども申しましたように、私も、家の方にも帰ったというような状況でありました。

これまでですね、経験の中で、一端、水防指令を発令しても中々解除は、状況が好転してでも解除されないという状況が、これまでも相当、いつもありましたので、今回についても、そういう判断の中で、担当者、担当者だけの配置の中で、経過が、かなり時間過ぎたということでありました。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） それでは、もう少し細部にわたって確認をさせていただきたいんですが、判断が甘くて、防災体制の初動体制がとれていなかったと。多分、これは、午後8時ぐらいまでのことを説明されたかと思うんです。午前中の答弁の中の時間的な経過が、少し不明なところがあるんですけども、その防災計画に基づく防災体制というものを、ちょっと綿密に精査していくと、この8時までには、僕は、いったい、町で何がされていたのか、もしかして何もされていなかったんじゃないかということ、今、感じているんです。

で、午前中の答弁の質問の中に、午後7時に災害対策本部を設置したと。2号配備を行ったというふうに言われました。

それから、時間的な説明がなかったんですが、その後に3号配備をしたということですね。で、その3号配備に至っては、いや、その前段ですね、2号配備もそうですね、これは、これ、町長は、何か、これ勘違いされてません。午後7時に2号配備ができて、本部が設置されるわけがないと、私は思うんです。調査した段階では、これ、町長、時間、勘違いされていませんか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ずっと、課長なり担当者もおありまして、ですから、その2号配備というよりか、その本部の設置、その点については、7時ということ報告をさせていただいたということです。

それから、そういう、県からの3号が出て、それが実際に確認できたのは、したのは、担当者から確認したのは、多分、7時15分か20分頃であったというふうに思いますけども、その後、3号配備という形での連絡をとり、警戒情報を放送したということであったと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 町長が、何か勘違いされていると思うので、住民課長の方にお尋ねをします。

対策本部を設置したということは、計画上、防災計画上の位置付けからすると、先ほど

も言いましたように、2割以上、5割以内の職員を防災計画に基づいて配備し、ああ、ごめんなさい、失礼、災害対策本部ということであれば、2号配備以上なんですね、ということは、所属人員の5割を配備し、防災活動を行う。行えるようになって、初めて、災害対策本部なんですよ。

町長、先ほど言われましたけれども、担当職員を配置して、自分も居たと。この程度の人数規模やったら、2号どころか、1号どころか、これまだ準備配備の段階ですよ。一番最初の。注意報ができた時の体制です。これは、午前の11時、ちょっと時間的には正確じゃないんですけど、午前中に、大雨洪水注意報っていうのが出てます。この時に、やらなければいけない体制っていうのを町長、勘違いして、それを対策本部やというふうに、今、言われていると思うんですよ。それは、大きな勘違いだと思うんですけども、住民課長、私の、この防災計画の理解の仕方っていうのは間違っていますか。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 当然、そういう人数が整った時点での体制ですけども、今回、それに向けての、対策本部を設置して、それに向けての各職員に連絡をはかっていっております。この職員が、全員揃った時点の対策本部という形じゃなしに、対策本部を設置した上での体制をとっていたという形です。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） それは、おかしいと思います。だったら、いつでも対策本部というのは設置したことになるはずですよ。

で、これ住民課長じゃないと、僕思うんですよ。これ、報道で、19時に対策本部を設置したというふうに、一番最初報道に発表されたのは。実際、私も、その経験と言いますか、その部隊員として招集された経験がありますので、少なくとも、ある程度の機動力、防災体制のために動ける、そういうことができた上で、初めて設置しましたですよ。

いや、設置しようと思って、電話を掛けようと思ってたんですけど、対策本部と言われた日には、これは住民は、大きな期待に対する裏切りですよ。だったら、別に、19時じゃなくても、住民課長と、担当者町長は、夕方の4時、5時に役場でおってんやから、消防長もおってんやから、その時に対策本部って言ってもおかしくない話。でも、実態から言えば、これは、僕は、ちょっと住民に対するね、説明責任というのを行われていないと思うんですよ。できもしない、対策防災体制の整備を、あたかも午後7時にできているような、この記録、あるいは、今の発表というのは、これは、どこかの段階で訂正をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう少し詳細について、その認識の違いというところを確認したいんですけども、今、住民課長の方から、午後7時に防災対策本部を設置し、それに必要な職員に対しての招集行動を起したという説明でした。私は、いろんな方にお話を聞いて、証言というふうにはなりませんけれども、情報を集めさせていただきました。少なからずとも、午後7時から午後8時の間に、職員に対して、防災計画上の配備として、声が掛かっているのは、ごく一部の方です。支所長あたりですね。実際に、この防災計画の中に、災害対策本部の組織図があります。この中には、本部室、総務対策部というふうにかかれて、ここに、それぞれ課長、そうですね、課長等の所属先が、書いてあります。ここに書いてある

方に招集の連絡が入ったのは、午後8時をまわってからだと思います。2号配備ということで、午後8時をまわってか、その前後かも分かりませんが、概ね、私が、聞いた課長らの時間的な経過の記憶からいけば、8時をまわってからです。その1つの表れとして、私は廣岡さんの事故があると思います。廣岡さんのところに連絡が入ったのは8時10分、2号配備だから、施設の方に行ってくれ、三日月の方に行ってくれと、そういう連絡を聞かれています。

それから、少し小さなことになりましたけれども、先ほど、住民課長なり町長が考えられているように、7時に2号配備ということで、主な課長に招集の方の連絡が入っていないだろうと私が思う、事実関係から言えば、何名かの職員の方です。当然、この配置表に従って、初動体制の中で配置されなければいけない職員の方です。名前は、申せません。旧上月地区の方です。これ参事ですね。雨が降ってきたので、水位も上がってるので、多分、7時回ってから、役場の方に出かけた。役場に行った時には、ほとんど自分が最初ぐらいだったというお話が聞けてます。

それから、これは、この対策本部の本部員の方です。7時を回って役場に連絡したと。で、出勤の指示はなかった。心配だったから、自分で出かけた。途中から役場関係者から連絡があって、来ることが困難だから、危ないから、やめてくださいという連絡があった。

それから、これが7時から8時までの間です。ある課長ですね、8時前後に、役場から招集の連絡があった。奥さんに送ってもらった。ところが、その奥さんが、今度、自宅に帰ることはできなかった。時間的な経過からすれば、相当道路が混乱している時ですから、まず8時を回って、8時半前後、間違いのないと思います。

それから、これは職員の方です。これは、1号配備で出る職員の方です。8時をまわっても連絡はなかった。ああ、失礼、8時をまわって連絡があった。招集がかかったということですね。で、役場に行こうとしたが、南光町の太田井橋のところで、それ以上進むことができなくて結果的には、南光支所ということになった。これも同じ方が、もう1名いらっやいます。これは課長です。

それから、ちょっともう情けなくなってくるんです。何で、お前、そんなに、職員に、そんな話を聞いとんやという、怒りもありましょうし、職員に対する思いもありましょうけども、これ謙虚に、やっぱり今の実情というのを聞いていただきたいんですは。

私が、大きく間違っているのであれば、指摘していただいたらいいんですけれども、こういうふうな、僕は、全員の方から聞いているわけじゃないです。現に、ここにいらっやる皆さんに、私、全員に話聞いたわけじゃないですからね、少なからずとも、主だった配備基準に従って出なければいけない方に、それなりに話を聞くと、こういう状態ですは。結果から見れば、7時の段階では、そんなに多くの方には招集は掛かっていません。僕が、確認できた中では、支所長ぐらいだろうと思います。それも上月の支所長については、もう既に自ら警戒して、夕方から支所に出かけて、夕方の6時、7時には、支所の数少ない男性職員集めて対応はされてました。なぜ、ここの本庁が、何も、その時間帯にできていないんですか。

で、本当にね、さっき言うた細かな話ですけども、現実から見れば、皆さんが、もしかしたら勘違いをされているのじゃないか。2号配備っていうのは、本当に防災活動ができる体制じゃないと駄目。それができていないというのが、これ現実だと、私思うんですよ。だから、多くの職員の方は、ここまで来ることができなくて、支所あるいは自宅ということになったはずですよ。そのあたりも含めて、本当に、午後7時に防災対策本部ができていたのかどうか。7時に、それに必要な職員に招集を掛けたのかどうか、再度町長にお伺いします。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そのへんの認識について、本部ですね、それだけの人員を、体制をきちっと整えた上での本部には、当然、なっておりません。本当に、その関係、担当の職員が中で、それから準備を進めていくと言いますか、連絡していくという中での対策本部という考え方で発表をしておりますし、その、本部長である、私が、そこに出て、指揮をとるということが、本部の設置という、そういう1つの考え方で対応してきたということで、当然、今、言われるように、7時の段階で、それぞれのところに、全て連絡ができてるという状況ではなかったというのは事実でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 更に、これについては答弁していただかなくてもいいんですけども、実態的に、午後8時をまわって、それでも体制を整備しようとして職員に招集を掛けられた。でも、十分には、当然、参集できていない。この実態というのも、私は、そういうように思っています。これについて、まさか、そのこと今更否定されるとは思いませんし、事実がそうだったというふうに確認をしておきたいと思えます。

更に、この件で申し述べれば、3号配備を行ったと。これが7時の2号配備の後に行ったというふうに言われていますけれども、これも大きな誤りですよ。概ね、3号配備の職員に連絡がいつているのは、21時です。21時現在で、最終的に配備招集がかかっていない職員、この近郊の職員ですね、7時から8時の間に心配だということで、役場に寄って来た職員、それらも全て含めて、役場の職員は3分の1ほどしか集まっていないという、これも新聞の方に、発表、どなたかがされているはずですね。行政関係のコメントとして。そこまで、本当に、配備体制に必要な3分の1しか配備できていないのに、あたかも7時に対策本部を作りました。2号配備しました。3号配備しました。こういうことをまことしやかに報告、報道、発表するのは、是非、訂正をしていただいたいぐらいな気持ちです。

それで、実態的にですね、結局、初動体制に必要な防災体制というのが、できていなかったということが、今、明らかになったわけですけども、それでは、そうした中で、例えば、数少ない職員であっても、それらを、この庁舎以外に出して、なぜ、情報の収集とか、防災活動というのができていなかったのか。

これは、当然、その参集時期、それから、午後8時過ぎに、もう役場のまわりが浸水をして、非常に水位が上がって来て、行動できるような時間帯じゃなかったということだろうと思うんです。ならば、なぜ、もっと県の防災情報等に素直に従って、避難勧告の判断、それから、その予防の警戒のための放送というのを行わなかったのか、そのあたりについて、実際、時間的な流れの中で、どういうふうに推移していったのか、お伺いをします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それぞれ、山本議員や吉井議員のご質問にお答えしましたように、7時40分に一斉放送だったと思います。

それから、8時20分、こういう状況の中で、いろんな情報が入って来ましたので、土

砂災害の警戒情報を流したということです。当然、その段階で、それぞれのね、地域へ出て、いろんな情報を集めてくるということも、必要だったかと思えますけれども、夜間の中で、相当、状況が厳しい状況にあるということで、電話等が次々と入って来ました。浸水している。また、土嚢を頼むというような情報でありました。それは、消防団なり、地域の消防に連絡をとりながら、対応をしていただいたところです。

しかし、実際、急激な雨が、増水の中です。実際に、中々、救援活動なり、そういう対策が、実際の仕事はできなかったというのが現状でした。

で、9時8分に、そういう状況の中で、警戒情報を流し、最終的に9時20分に避難勧告を放送したと。そういう中でありました。

ですから、全く、何もなかったというふうに、そういう指摘されますけれども、情報として、そういう、危険であり、そういう注意してくださいという放送等につきましては、そういう形で行ってきたという経過だけは、これはご理解いただきたいと思えます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 非常に、危機意識と言いますか、危機管理意識が希薄な感じがしてなりません。で、そうした中にもですね、本当に自分が身動きとれない中でも、ある程度、周辺の状況というものを把握するっていうことは、いろんな情報連絡が、電話で、住民から入って来ている。それも1つだろうと思うんですね。どうしても、その避難勧告の最終的な行政の行動ですね、そこの判断が、なぜあの時間帯まで遅れたかということで、もう一度お聞きしたいんですけども、当然、8時以降、もうほとんど外部の状況が、役場の職員としては把握できない状況の中で、刻々と県のフェニックスでは、気象情報なり警報というものを伝えてきているはずですね。で、これは、ちょっと、少し、県が発表している災害後のデータをプリントアウトしたんですけども、佐用川なり三日月とか千種川関係も全部含まれているんですけども、こういう水位ハイドロ、それから降雨量の関係を示すハイエトですね、これらの情報っていうのは、あのまちづくり課の前にあるフェニックスの画面にリアルタイムで出てくるはずですよ。これを見ていけば、当然、県が、8時前に、避難判断水位に、佐用川でしたかね、あぁと円光寺だったかな、が達しましたということは、出てくるはずですね。なぜ、その段階で、上月支所なり確認して、現地を確認する、当然、それもできないことだと思いますけれども、地元の自治会長に確認する。避難勧告を出す。警報を出す。放送する。できなかったのか。

で、その動きがないがために、8時30分過ぎに、再度、土木の方から連絡をもらってますよね。電話連絡を。避難判断水位を超えてますよと。確認されていますかと。にも関わらず、まだ、そこでも避難勧告という選択をされていない。

それから、遅れること、50分ですよ。9時20分、最終的に出されたのは。地域の状況が分からなくて、そのタイミングを難しかったというふうに、町長説明されていましたが、難しかった、簡単とかという問題じゃないでしょ。これだけの、最低でも入手しようとするれば、情報が手元にあるにも係わらず、で、その情報には、もう既に、避難判断水位を超えていますよと。速やかに勧告を出さなければいけない状況が知らせてあるのに、なぜ、それをされなかったのですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう、その河川の水位の状況とか、そういうようなん、担当者の方が、画面の方に確認しながらですね、当然、それを判断しなければいけない、最終的に、私が判断しなければいけない立場にあったと思いますけれども、今、言われたように、県からですね、その8時15分ですか、ぐらいに、その、そういう警戒を突破していると。それを、避難情報をなぜ出さないかというような、そういう県からの連絡ということというのは、私は、今、初めて、聞かせて、申し訳ないですけど聞かせていただきます。

で、それまでにですね、久崎地区については、久崎地区に対しての情報、7時49分、44分ですか、そういう注意情報を流したり、また、それぞれ、個別に入って来たところについて、佐用地区とか、そういう形で、地区指定の情報を流したり、放送したりということは、しておりますけれども、県から、そういう指示とか、指導という点について、それは、もう一度、そういうことがあったのかどうか、なぜ、それが、私の方にも、それが伝わって来なかったのかということについては、今から、申し訳ないですけども、調査をさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） これは、私も自分で確認したものではありません。ただし、読売新聞の時系列というような経過報告の中に、9日19時58分、避難判断水位に達する。これ、多分佐用川の方ですね、佐用の方ですね、19時58分ということは、それから、20時35分、光都土木事務所から水位上昇を電話連絡ということになっています。これ、何で、こういうふうな電話連絡が入るんですかということで、僕、土木の管理課の方にお伺いをしたんです。それに対しては、警報を出しているけれども、それが、きちり伝わっているかどうか。そういうような内容も含めての電話連絡だったんだと。だから、この30分間の間に、特に、その警報、判断基準等が大きく変化したことではない。確実に、それが伝わっているかどうかということで、連絡を入れたという回答をいただきました。

ただ、その連絡を入れた担当の方ではなかったと思うので、厳密には、分かりません。で、時系列から言えば、そういうふうな時間的なものについては、私は、新聞から仕入れたので、そのへんで、事実確認をしていただいたらいいと思います。

で、ですね、結局は、本当に初動体制から十分に、この防災計画に基づいて行われていない。で、初動から対策本部に移行する段階でも、十分に、この計画どおりに行われていない。で、そのまま、なだれ込みで、8時以降、役場の中の混乱時期に入って、それで、最終的に9時20分に、何の周辺の情報収集も防災活動もできない中で、最終的な基準水位を超えてから、40分、50分経過した上の9時20分の避難勧告ですよ。どうしてこんなことになるのか。

逆に言えば、なぜ9時20分に、じゃあ、町長は、避難勧告を出されたんですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 後から、時間的に見て、9時20分だったということで、その流れ

の中でね、次々と、当然、各地域から自治会長なり、地域の皆さんからも、水が入って来た。裏山から崩れてきたとか、そういう情報が入って来る中で、これは非常に危険な状態になったということで、避難状、最終的な判断をしたということです。それが、最終的に、時間的に見れば、9時20分だったということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 当然、その指示を出された時間的な経過も含めて、町長が、自らの責任で決めることですから、それが、早かった、遅かったかというのは、当然、これからの検証に値するところだと思います。

少し、その体制からまれて、発生後の状況についてということで、行方不明者の情報の確認時期と、その後の対応ということで、再質問をさせていただきます。

この行方不明者の情報把握、それから検索ですね、これについても若干、私、不満と言いますか、不備があるのではないかというふうに思います。

先ほどの町長の説明では、未明に警察、消防署、それから、役場の方の電話連絡等で、不明者があるということ把握したということです。で、実際に、その時には、既に、自衛隊への出動要請もされ、その報告なり状況把握を受けて、翌朝からの自衛隊、それから、県警の機動隊による検索ということで、そこら辺の動きは、連絡等で、十分できていたと思うんですけども、幕山においては、もう既に、11時過ぎぐらいから、車での移動ができておりました。当然、上月から幕山に行き来することもできていました。その段階で、実は、支所の方に詰めていた職員だと思いますけども、と消防の関係者だったのかな、2名、本郷の方に来ております。で、自治会長なり、地元の巡回の方に出ていた消防団員から状況を聞いて、流されたという事実確認を、もうそれまでにして、上がって来ておったわけですけども、その時に、なぜ、初動的な捜索活動のためのことができなかったのか。これは、実際には、行われていません。逆に、現場では、とにかく住宅の住民の安否を確認せないかんのやということで、それに奔走し、避難所として行っておった保育所なんかで、人数確認、それから出身の家への連絡なんかも含めて、それを終えて、午後2時頃だったかな、失礼、午前ですね、2時頃に役場に帰って行ったということです。

通常から考えれば、僕は、その川で流されたというふうな、社会的事件をずっと見てみると、夜中であろうが、ある程度、水位が下がって、車両移動ができるようになったら、下流の橋の上で、電気を灯してでも、その情報確認をする、情報把握をするというのは、これは常套手段だと思うんですけども、消防長いかがですか。

議長（山田弘治君） 消防長。

消防長（加藤隆久君） 状況としては、そういうことかと思えますけれども、私とこの方の立場といたしましては、その時点で、署員が、ある車両については、出ておりました。もう救助に既に出ておまして、行くに行けない状況であったということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 手段として確認しただけで、消防署がやってないというふうな言い方ではありません。誤解がないようにしていただきたいと思います。

当然、その発生時期、夕刻の7時半以降、郡消防の職員が、どういうふうな形で地域で頑張ってくれて、身動きが取れなくて地団駄を踏んで、いろんな思いを持っていたかというのは、十分に承知をしておるつもりです。私は、あえて、その手法を確認したのは、そういうことは、私が考えても思いつくことですから、当然、対策本部としてあるのであれば、そういうふうな指示が出ていて当たり前、それに対しての動きがあって当たり前だと思うんですけれども、そうしたものは、いっさいなかったというふうに思います。それどころか、翌朝4時半、丁度明け方ですね、自衛隊の車両が10台近く上がって来ました。事前には、連絡をとっていたようなんですけれども、集合場所も分からずに、本郷のお寺の下ぐらいまで上がって来ました。当然、私、公民館のところで待機ということだろうということで、その指揮官をお願いをして、場所が違いますと。公民館の方に移動してくださいと。概ね、県警の機動部隊も来ました。で、その時に、遅れて役場の職員が2名来ました。もう、ほぼ明るくなりかけです。それで早速、自衛隊なり県警の機動隊が捜索に入るのかと思っていれば、状況把握が、まだできていないので、それぞれの指揮者と現場の方で打ち合わせをしてから自治会長に情報を聞いて始めますということでした。

ということは、いったい夜に行方不明者の情報を把握しながら、町としては、何を行ったのですか。対策本部として。まず人命でしょ。町長、何が行われたんですか。この6時間の間に。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、申し訳ありませんけれども、実際に、いろいろな所から、いろいろと情報がいっぱい入ってきましたけれども、中々、県に要請したり、自衛隊の、国の方に要請するというようなことを行う中でですね、警察にも連絡取ったりする中で、直接、私の方から職員を出したり、また、職員と、そういう対応で、捜索活動、そういうことまでは、全くできておりませんでした。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） もう残りの時間が少なくなってきました。

少し、厳しい問いかけになったことをご容赦いただきたいと思いますが、やはり、そうした事実関係というものを確認をし、そして、そこに反省があるのなら、それを踏まえて、復旧、復興ということに是非、行政の皆さんに対しては、取り組んでいただきたいというふうに思います。

特に、その人命部分については、私は、思いは、いろいろ・・・すいません・・・失礼しました。それぞれに思いは、皆さん、持っておられます。しかし、それは、お互いのつながりの中で感じることであって、ただ、それに対して、感謝であったり、懐かしさであったり、悲しさであったりするわけなんですけれども、私は、復旧、復興を考える時に、住民に対して、人に対して、行政として、人と接して欲しい。命として接して欲しいんです。残念なことに、この間、捜索が続いて、未だ見つかっていない2名の方、この方々の心労、思い。私らでは、量ることができないと思います。

しかし、それには、自分は自分なりに応えようとはします。町も必ず、そういう人達の思い、生活、今後のこと、これらを考えて接していただきたいんです。

先般、9月の6日に、ああ、失礼しました、9月の上旬ですね、新聞で、小林 武さんの活動が紹介されました。それ以降、いろんな地域の方から、捜索に協力したいんやという申し入れがあり、小林さんも嬉しくもあり、また、その対応というので、非常に苦慮されていたというふうに話していただきました。

なぜ、そのボランティアの捜索活動の受け皿として、窓口として、副町長、町が対応できないんですか。あなたは、小林 武さんに、どうした返事を返したか、私は、この場では、申せません。あまりにも、心のない、あまりにも姿勢を疑う対応だったというふうに聞きました。

町自身、これまでに広報の中では、人命捜索に全力を挙げていますと。緊急の広報に謳っています。それまでに、本当に、全力でという姿勢は、私には見えませんでした。8月の27日、一斉捜索の時も、私は、放送を聞いて、内容がよく分からなかったので、連絡しました。役場に。どうしたらいいんや。大規模に捜索するから、邪魔にならんようにしてくれなんか、一緒に出てくれなんか。出て行っていいんだったら、何時にどこへ行ったらえんやと、分かりませんでした。その程度だったんだろうと思います。役場の方で把握している事実は。少し、こうしたことも含め、これから生活者支援に向けて、今なお、捜索を続けている小林さんも含め、何とか行政で応援を、これまで以上にさせていただくことをお願いしたいんです。

町長、いかがですか。

議長（山田弘治君） 残り2分です。はい、町長。

〔副町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 先ほどのことですけれども、小林さんから、どういうふうに、こう伝わっているか、承知はしておりませんが、私は、そういったつもりで対応したつもりはございません。

また、町長も、ご報告申し上げましたけれども、小林さんのおじいさんが来られ、警察に報告がありました、上郡の金華橋の下流ですか、これについても、そういう要請があって、直ぐに、農林振興課長と同席しながら、上郡の現場まで出向き、また上郡の役場にも出向き、そういった土地の調査や民地がございましたので、そういった協力をお願いしたいというようなことも、つぶさに、その場の現場に行かせていただいて、そういうふうな対応をした経緯もございます。決して、小林さんの、そういったことの対応、私自身は、裏切って、どうのこうのした覚えは、私はない。それぞれ、誠心誠意対応したつもりではあるんですが、対応が、どういうふうにあったかは、ちょっと承知はしておりませんが、

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 石堂議員からもですね、いろいろと本当にご指摘をいただきました

ことを、胸に深くとめてですね、これから、被災された方、また本当に亡くなられた方のご冥福を祈りながら、ご家族なりご遺族に対してもですね、本当にできる限りのことをしていきたいと。また、町の復興のためにもですね、誠心誠意、全霊をかけて頑張っていきたいと、そういうふうに思っているところであります。

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君の発言は終わりました。  
続いて、18番、平岡きぬ糸君の発言を許可いたします。

〔18番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18番（平岡きぬ糸君） 18番議席、日本共産党の平岡きぬ糸です。

去る8月9日の集中豪雨から1カ月以上が経過しております。今回の災害は、18の方が亡くなり、今なお2の方が行方不明。家屋は、町の約3分の1で浸水するという甚大な被害が出たことです。何よりも災害に強い安全で住み良いまちづくりとか、また、復興生活支援対策が緊急に求められているところです。

私は、今回の質問で、まず1点目に、台風9号災害復興支援について、復旧、復興の第一歩である、建物の解体や土砂の除去を早急にはかるため、町独自の対策について、町長の見解を求めます。民家への土砂の除去は、ボランティアの方々の協力などで対応が進められ、行われてきたところです。しかし、工場などの土砂除去については、個人の対応となっており、早急に行えるよう支援制度をつくる必要がありますが、町の見解を求めます。

今回、佐用町と同様に被災した宍粟市では、工場など家屋以外にも、重機などを借り上げて地元で撤去する場合は、実費補助、業者依頼は半額補助の支援を行っています。

また、美作市でも、非居住家屋の解体撤去費用や敷地内に流入した土砂などの除去費用の2分の1、50万円を限度に助成しています。佐用町での対応策、明らかにお願いします。

2点目の被災された世帯への水道料金については、無料化した戸数など実態をお願いします。

3点目に、被災した商工業者への復興支援についてお伺いします。ある小売店主は、冷蔵庫が使えなくなって、新たに購入する現金もありません。しかし、夜、店に電気がついていなくても地域にはなくてはならない存在となっており、頑張りたい。個人では限界ですと言われています。別の方は、再開しても事業として成り立っていけるのかという不安の声も聞かれているところです。営業再開、再建に向けた対応について伺います。

まず、町は、商工業者の声は、どう把握しているのかを伺います。きめ細やかな相談の実施が必要です。状況はどうでしょうか。休業、営業再開、廃業の状況の実態を明らかにお願いします。

また、災害見舞金について、宍粟市では、家屋以外に工場なども全壊5万円、大規模半壊で3万円、半壊2万円、浸水のみ1万円を支給すると新聞報道されました。佐用町での取り組み、参考にしたいかがでしょうか。町の見解を求めます。

融資や貸付が希望する中小企業に対応できているか、課題はないか、実態について明らかにお願いします。

町独自の融資制度を設ける、また考えはありますか。無利子、無担保、無保証人、特別融資制度の創設を求めるものですが、どうでしょうか。

また、生活と営業再建に向けて、機械のリース料への補助や休業補償など支援策を講じるべきだと思います。国県への働きかけも含め、町の支援を伺います。

最後に、災害復興支援については、町民に、その内容の説明会を開く予定はありませんか。伺います。

2項目目の質問は、仕組み債購入に財政調整基金を活用したのは問題だと、町政への批判の声が町民から聞かれています。7月8日付け朝日新聞にはハイリスクの仕組み債を購入し、多額の評価損が出ていると、報じられておりますが、事実はどうなのかをお願いします。

ハイリスクの仕組み債の購入に、町の財政基金を活用したことは問題があると考えますけれど、この点、町長の見解はどうでしょうか。

購入はいつ、どのように判断されたのか。

運用の評価額。

仕組み債の全容、これを町民に明らかにする必要がありますが、いかがでしょうか。

また、再発防止策が必要だとも思いますが、この点は、どうでしょうか。

また、これについて、町長は、どう責任を取られるのか伺います。

最後に、3項目として、外出支援サービス事業の充実について伺います。

福祉交通、さよさよサービスの運行を毎日運行にすることを求める。求めていきたいと思えます。高齢化が進む中、必要性が大きくなっていると考えるものですが、この点の見解を伺います。

2つ目は、今回の災害で、移動手段のない高齢者からは、福祉タクシーの回数制限を無くし、利用しやすくしてほしいとの声が寄せられました。検討をするべきだと思いますが、見解を伺います。よろしくをお願いします。

議長（山田弘治君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、通告に基づいた内容でお答えをさせていただきますので、後、追加の質問につきましては、また、後ほど、再質問の際にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず最初の台風9号災害復興支援策についてのご質問で、民家以外の工場などの土砂除去の支援制度をつくれということでございますが、国の補助に採択されない民家以外の土砂除去、私道を含む生活道の復旧、人家及び耕作農地等に被害を及ぼす小河川や溪流等の取扱いにつきましては、復旧に要する機械の経費、資材等復旧工事計画の内容を精査して、適正に補助率を決定して支援をしていくように担当課に指示をいたしております。

また、ご指摘の宍粟市のように工場等の土砂除去に対して、補助制度は行っておりませんけれども、土砂やごみの搬出については、無料で受入を行っております。

次に、水道料金の減免についてでございますが、この度の災害では、13の浄水場の内、7浄水場が被害を受けました。水道料金の減免は、断水や飲料に適さない水を供給した地域の8月使用分の基本料金を10月に請求するところを、早い支援をするために9月請求分を免除することといたしております。また、床上浸水以上の被害を受けられた方には、8月、9月分の使用水量を9月、11月に請求をいたしますので、10月と11月の使用料金の内、超過料金を免除することといたしております。

次に、被災商工業者復興支援策についてでございますが、今回の災害では、今までに経験したことのない、甚大な被害を受け、商工業者の皆さんも、1日も早い復興に向けて日夜頑張っておられるところでございます。商工業の被害復興支援につきましては、住家被害者のような被害者再建支援制度や災害援護金などがございません。そのため、この度の町独自に商店や事業所の床上浸水以上を対象にいたしまして、わずかな金額でございますけれども、お見舞金を一律3万円を支給すべく補正予算に計上する予定であります。その

他には、県制度融資の経営円滑化貸付の災害復旧枠の適用。借換貸付の金利引下げ。地域産業振興資金の貸付。日本政策金融公庫等政府系金融機関災害復旧貸付等がございます。さらには、県制度融資及び政府系金融機関、災害復旧貸付への利子補給を、上限はございますけれども、県3分の2、町3分の1で負担をすることも決定をしているところでございます。

この度は、激甚災害として指定されたことから、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、保険料率の引き下げの特例措置、小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金について、その償還期間を2年間延長をされました。

地域への支援策といたしましては、被災事業者、経営再建支援チーム派遣事業や金融対策特別相談窓口の設置、被災商店街等施設復旧支援事業、被災地域元気回復支援事業などもございます。町の取り組みといたしましては、中小企業者の皆さんが1日も早く復興され元気で活力ある町を目指し、担当職員や商工会職員の勉強会や個別相談会を既に実施をしているところでございます。今後は、金融機関や商工会と協力することは勿論、少しでも応援することがあれば、積極的に取り組み、中小企業者の方々を支援して参りたいというふうに考えております。

次に、仕組み債のご質問で、ということのご質問でございますが、石堂議員への答弁と同様、本町が契約した金融商品は、信託法に基づく金銭信託に区分され、金銭信託としてお答えをさせていただきます。石堂議員にお答えをさせていただいている内容と同じになりますけれども、一応、再度平岡議員からのご質問ということでお答えをさせていただきます。

まず、ハイリスクの仕組み債の金銭信託の購入について、町財政基金を活用したことは問題があるということではありますが、基金など公金の運用におきまして、指定金融機関等における預金と長期借入金とで相殺できる範囲を超えた、万一金融機関が破綻した場合に預金が保全できない金額について、ペイオフ対策を講じることは、町の公金管理において重要なことであるというふうに認識しております。仕組み債や金銭信託をハイリスクの金融商品として販売する金融機関や購入する地方自治体に問題があるとする意見もございませんけれども、一方、平成20年9月におけるリーマンブラザーズの破綻を契機とした100年に一度と言われる世界同時不況の元で生じた事態であり、基金の大部分を仕組み債や金銭信託の購入に投入することが問題であって、金融商品自体に問題はないとする意見もございます。

基金運用のペイオフ対策として、平成20年3月に、国債5億円を購入及び三井信託銀行の金銭信託3億円を契約をしておりますが、金銭信託について、当時の経済状況においては妥当であったというふうに考えますが、その後の世界同時不況の下で、配当や時価評価額の低下などは、残念な状況であるというふうに受け止めております。

金銭信託の3億円は、平成20年度末現在の基金総額79億7,600万円に占める割合は3.8パーセント。財政調整基金26億7,100万に占める割合は11.2パーセントであり、本町の財政運営及び財政調整基金の運用には、大きな問題は生じておりませんし、今後とも問題が生じないように運営をしていかなければならないというふうに思っております。

次に、購入は、いつどのように判断したかのご質問にお答えをさせていただきます。基金など公金の管理に関しましては、佐用町公金管理委員会を設置し、委員会の構成は副町長、会計管理者、総務課長、財政課長及び各基金担当課長、計13名をもって組織し、委員長は、副町長。事務局は会計課が担当をしております。

金銭信託は、平成19年11月に開催した公金管理委員会において、指定金融機関等における預金と長期借入金で相殺できる範囲を超え、万一金融機関が破綻した場合に、預金が保全できない金額約8億円についてペイオフ対策として19年度末における国債、地方債

5億円の購入及び三井信託銀行の金銭信託3億円の契約について協議をいたしております。委員会の協議においては、三井信託銀行の金銭信託、期限前終了条件付きパワーリバース受益権は、元金は、原則として、全額保全されますが、日本国債を担保資産とし、信託期間は30年であり、為替変動リスク、信用リスク、中途解約ができない等のデメリットがありますが、配当額がターゲット額が達した場合に、信託契約は期限前に終了する条件が付いております。為替リスクにつきましては、過去20年間において為替市場が1ドル100円より円高となったのが、平成6年の1年間だけであり、円安傾向が長期に継続していたことから、概ね5年余りの期間でターゲット額を達成して期限前に終了することが見込まれると委員会として判断をし、契約の方針を定めたものと考えます。委員会の協議を踏まえ、その説明を受け、私の決済の後、平成20年3月に三井住友銀行と会計管理者の間で、指定金銭信託の契約を締結をいたしております。

次に、運用の評価損はいくらかとの質問にお答えをさせていただきます。金銭信託の契約条件により契約後1年間は、配当年率3.35パーセント。以降は、為替市場が1ドル99円より円安になると年率配当3.35パーセント、1ドル95円75銭より円高になると年率配当は0.1パーセントと定められ、配当額はターゲット額の約4,970万円に達した場合に信託契約は期限前終了といたしております。このことにより契約後1年目の平成21年3月末に約1,010万円余りの配当を受けております。また、世界同時不況の下で、ドル安円高が進行していることから、平成21年9月の上半期の計算期日においては、為替市場は1ドル93円18銭であったことから、配当年率0.1パーセント。上半期配当は約15万円の結果となっており、契約後1年半の配当合計は、約1,025万円でございます。

金銭信託額3億円の時価評価額については、金銭信託は原則として中途解約をできませんが、仮にただちに中途解約をするとした場合の価格で、為替市場が現在ドル安円高傾向にあることから、21年3月末の時価評価額は2億5,600万円で4,400万円の評価損。21年8月末で約2億2,400万円で7,600万円の評価損となります。この時価評価額は、仮にただちに中途解約するとした場合の価格であり、今後の金融情勢の変化により随時変動するものであり、実損失が生ずるものではありませんが、計画どおりに推移していないことは残念であるというふうに受け止めております。

次に、仕組み債の全容を町民に明らかにせよとのご質問にお答えをさせていただきます。本町の基金の運用状況につきましては、決算委員会の資料として求めに応じて議員各位にも配布させていただいており、議員のご質問にも7月21日開催の全議員協議会、9月9日の決算委員会審議、この度の一般質問においても質問に真摯にお答えをさせていただいております。これらの取り組みにより町民の代表である議会を通じて、町民には明らかにされていくものと考えております。

次に、再発防止策が必要だと思いがとの質問でございますが、基金など公金の運用において指定金融機関等における長期借入れと預金とで相殺できる範囲を超えた、万一金融機関が破綻した場合に、預金が保全できない金額についてペイオフ対策を講じることは、町の公金管理において肝要なことであると認識をいたしております。公金管理におけるペイオフ対策については、今後においては、一層慎重に判断をし、国債、地方債の購入に限定をすることにより、金融商品の購入については、新たな契約は考えておりません。

また、本年度の決算委員会の資料として提出をいたしました当該年度の基金の運用状況の一覧を、次年度以降の決算資料として提出するようになりたいというふうと考えております。

次に、町長は、どのように、この責任を取るのかとのご質問でございますけれども、本町においては、基金など公金の運用については、先ほど説明しました公金管理委員会を設置して協議をいたしております。この度の、この金銭信託の購入につきましても、他の市

町でも購入をされておりますし、法を逸脱した行為を行っているとは思っておりませんので、今後におきましては、この委員会において、地方自治法の趣旨を踏まえ、安全確実且つ効率的な公金の管理に取り組むことを目的として、慎重且つ適切な取り組みを行うよう、町長として指揮監督に努めることにより、町長としての責務を果たすように努力をいたして参ります。

次に、先の吉井議員の質問と同様の、外出支援サービスの充実についてでございますが、今回の災害において、さよさよサービスも全車両が水没をし、また緊急に修理を行いましたが、運行再開後不良箇所も発見され、最終的には、5台中3台が廃車せざるを得ませんでした。さよさよサービスの毎日運行、タクシー運賃助成の回数制限の撤廃につきましては、基本的な考え方を吉井議員の答弁でお答えをさせていただきましたので、ここでは省略をさせていただきたいと思っております。ご了承、お願いを申し上げます、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） まず1点目の災害復興支援策について、2回目の質問をしたいと思います。商工業者の支援について、実態の把握は、どのようになっているかという点で、その休業されている業者さん、それから営業再開されている、廃業されている、そういう実態は具体的につかまれていますか。お聞きします。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 災害後ですね、かなり早い時期に商工会と一緒にですね、各事業者の皆さん方に、それぞれ面接をしながら、被害と、その状況について調査をいたしております。やはり、その段階ではですね、まだ被災直後で、皆さん方の、事業者の皆さんも、非常にまあ、今後について、考え方もまとまらない、どうしたらいいのか分からないというような状況の中での調査でありますので、今後ですね、再建、また商売、事業の再開について、未だ十分な把握はできておりませんが、今、それぞれ融資や、事業についての相談も逐次受けておりますので、そういう中で、頑張って事業を再開していこうという形ですね、取り組んでいただいている方も非常にたくさんできておりますので、後、商工観光課のですね、課長の方から融資の状況なりが分かれば、課長、今、持ってますか。そういう、今の状況も説明をさせていただきたいと思っております。課長から。

議長（山田弘治君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） それでは、もう少し付け加えたいと思っております。

町長が、先ほど、説明していただきましたように、商工業者の状況なんですけれども、2回にわたって聞き取り調査をしております。で、その中で、バタバタしておったので、確実な数字までいかないんですけども、休業、これから、もう辞めたいんやというような方もあったりして、その分については、今、聞いている範囲では6件ございます。他については、今、頑張ってやるんやとか、もう再開しておるといようなことで、鋭意頑張っておられる状況でございます。

それと、今、話が出ておりましたように、資金の方もできるだけ有利な方法を紹介した

り、相談会に来てもらったりというようなことで、できるだけ、今、進めておるわけですが、今この段階では、経営円滑化貸付の災害枠の方ですけれども、これが今現在で29件の申し込みがあります。で、後、災害枠で、政府系の有利なものがあります。それにつきましては、15件の申請があるということで、まあ、審査が少し、時間が掛かりますので、実際に借れておるといのは、もう少し件数は減るんですけども、今回は、できるだけ信用保証協会の方にもお願いを、県の方からもしていただいておりますし、町の方からもお願いをしておりますので、審査は、割合は高いんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 町の具体的な対応について、町独自の施策について、回答がありましたけれど、それらについて、商工関係は個別に調査、聞き取り調査ですから、話し合いができてるといふふうに回答がありましたけれど、それ以外の、私が尋ねました、町独自の施策として、国の補助以外に復旧に関係する機械などの、そういう工場などの物については、ごみだけは無料で受け入れるけれども、他のことについては、対応ができてないといふような回答でしたけれど、それは、同じ災害が起きた近隣町で対応、ほん近くでやっておりますから、そういった点は、対応を改めてするという考えはありますか。

議長（山田弘治君） 町長。

町長（庵途典章君） 近隣、宍粟市のお話ですけれども、実質ですね、事業者の方なり、店舗なんかについてもですね、それは、それを撤去されたり、また、そこに、いろんな被災ごみとしてなった物については、全て災害ごみとしてですね、町も受け入れておりますし、また、山から、そういう土砂なんかが、山崩れをしてですね、土砂が溜まった分、そういう所については、緊急なものについては、自分でやっていただいたものについて、それにも、そういう資材等、また経費等についての補助をしていくという形を考えておりますし、特段、それ程、宍粟市等の取扱いと、それ程大きな差はないといふふうに思っております。

ただ、まあ、宍粟市さんの場合は、中心部であります山崎等については、全く、ほとんど、被災も、被災がないといふようなね、全く宍粟市全体の中での一部の所は、被害を受けられております。それは、大きな被害になっているわけですけれども、佐用町におきましては、ほとんど中心部が、ほとんどがこういう大きな被害を受けてるといふ、町の規模としての割合からしても、非常にまあ、その辺は、違いがあります。当然、町としての、財政的な限界というのもございますから、その範囲内ですら、できる限り支援をしたいといふふうに考えているところであります。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 災害の力所について、ずっと実態調査はされているんですけど、具体的に、そのどのように復旧してくれるのかといふのは、町民が、聞きたいところなん

ですけれども、具体的な、その先ほど、回答があったような点などについても含めて、町の方で臨時号は出されておりますけれども、町民のところに外向いて行って、支援策について説明をしていくというような丁寧な対応は、いつされますか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、制度的なですね、今後、例えば、農地の復旧で、農地や山林などの復旧工事ですね、そういうもの、道路なんかの復旧、こういう点について、当然、これから、地域の皆さんに、よく理解もしていただかなければなりませんし、そういう説明をさせていただく機会をつくらなきゃいけないというふうに思っております。

後、大きな問題としては、この河川の大規模改修や、また、この防災計画、復興計画、こういう点につきましてはね、また、当然、それぞれの地域の皆さん方にも、基本的なところを説明させていただきながら、皆さんのご意見も聞かせていただかなきゃいけないということになります。

当面の、今の緊急対策の内容につきましては、それぞれ、地域に外向いて、自治会長の皆さんに、とりあえずの説明はさせていただいた中で進めているわけですけれども、近々にも自治会長さんを中心にですね、これからの復興についての日程的なこと、特に、身近な皆さん方の地域の、そういういろんな被災力所なんかの復旧工事、そういうことを含めた話をですね、させていただいたり、地域の抱えておられる問題なんかも聞かせていただく機会も、これも作っていかなくちゃいけないというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） いろいろと前後しますけれど、商工業者への支援策について、いろいろ機械などが駄目になった方もあるんですけど、そういった物について、いわゆる融資は利率が安くなるとか、結果的には、融資を受けると、後で返済していかなくちゃいけないし、それを返済するためには、商売がうまくいくかどうかいうのにかかってくるわけで、この間、仕事ができなかった間の休業補償であるとか、それから、そういった設備などに対しての支援であるとか、そういう具体的な、商工業者の方からの声はありませんか。私は、まあ、他の地震なんかで、震災なんかの時には、大きく、そういうものが声として上がってきたというふうに聞いているんですけど、今回の災害の中では、それらは、声としては上がっていませんか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、当然、いろいろと、そういう商工業者の、今の窮状ということは聞かせていただいておりますし、そういう状況というのは、声があるなしにかかわらず、想像すればですね、もう、そういう状況は、十分に、この、こちらも認識をしているところで、私の方も認識しているところであります。

特に、本当に、商売をされている方、その日からですね、商品が、全く全部ごみになってしまって、商売が止まってしまふ。事業が止まってしまふ。収入が、その日から途絶えてしまふという、本当に厳しい気の毒な状況であります。ただ、本当に、だから、そういう意味で、商工業者に対してのですね、何らかの、こういう支援策、支援、住家被害のよ

うなですね、少しでも支援もないのかということで、いろいろと県を通したり、国にもお願いも、要望もしました。しているところですけども、中々、今の国の制度なりにつきましても、生活支援ということで、住家に対する支援制度のみですね、そういう事業者に対する制度というものがないと。それは、いわゆる融資制度、これの、しかないということ。具体的にはないということで、町としてもですね、独自に、今、お話のあるような、設備でありますとか、商売をされるための再建の資本、そういう大きなお金が掛かることまでですね、町の力で中々支援をしていくことは、難しいというのが現状です。

まあ、融資につきましてはね、確かに言われるように、金利が安くても、また金利が、無料でも、無償でも元金を返していかなきゃいけないと。そのためにはですね、それなりの、やっぱり、事業への見通しがなければ、当然できません。そういう厳しい状況であることは、重々承知しながらですね、中々、大きな支援ができないということについて、非常に、まあ、私自身も苦しく思っているところであります。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） では、1 項目目をおきます。2 つ目の仕組み債ですが、これは、金銭信託として説明するというので、説明があったんですが、結局、本町で、公金管理委員会で、その法的に決して逸脱していないと。だから問題ないんだというふうな説明だったかに思います。

しかし、現実には、その予想していなかった金利が、関係で、実際には、目減りしているという状態になっているわけで、それに対する責任について、先の7月に開かれた全員協議会の席上では、管理委員会の委員長であります副町長は、総括はしますと。お答えいただいております。総括は、その後されましたか。

議長（山田弘治君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 前回の、その経過を受けまして、委員会ですか、それは開催をしております。その中で、出た結論としてはですね、非常に一般的に、その商品ですね、説明するのが非常に難しいと、理解をしていただくのは非常に難しいというようなことから、答弁ではね、その当時としては、円のレートがですね、ドルに対して100円を上回っていたというようなことで、当時としては、適切な判断だったということでございますけれども、昨今のような状況、それから、また、その商品がですね、30年にわたるといような、勿論、それでターゲットに達すればそうじゃないんですけども、そうじゃないような事態も生じてくるというようなメリット、デメリットでございますけれども、こういった非常に一般的に分かりにくい商品については、今後、控えた方がいいんじゃないかなというような結論は、出ております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 総括としては、これからは、そういうものについては、控えると。ですが、既に、3億円、それに充てているわけですので、それに対しては、30年間、いわ

ゆる手が付けられないという実態があるので、このことについては、今の責任者は、その席を退くと、後は町民にとっての財産ですから、そこの責任は、どういうふうになるんですか。今の席を除かれたら、もう責任なくなるということですね、どうなのでしょう。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう責任をですね、言われますけれども、実質、その当時も、その元本が保証されているということが、私は、一番、その説明を聞いて、元本が保証されていけば、少なくとも、元本が保証されないようなですね、高配当であっても、高いリスクのものに、そういうことの商品であれば、当然、これは管理委員会でも、そういう物の購入ということは言っていないと思いますし、私自身も、それは、決済はしておりません。

元本保証であるということ、実質損はないということ。そういうことで、当時の状況の中で購入をしているということで、これも県等にも、当然、いろいろと相談もしている中でありまして、県下なり、他の市町においても、そういう購入がされているということで、他の市町等におきましても、これも、同じ物ではないですけれども、もっと、要するに高リスク、高リターン、こういう商品も購入されている例もあるということも聞いておりますけれども、しかし県下の市町におきましては、だいたい同じような商品を購入をされております。そういう中で、ペイオフというね、やはり片方の責任ということをやっぱり果たしていかなくちゃいけない。これを、今、そういう為替レートが、こうドル安になっているということですね、今の実損評価額ということをやわれますけれども、一方では、当然、その当時から、今もそうですけれども、公金管理の上で、ペイオフ対策として実際に、その責任を果たすためにね、今までの、これまで長年自治体が、ただ、指定金融機関に、そのままお金を預けたままで良かったという時代ではないと。いろんなことが、やっぱり対策を考えて進めなくちゃいけないという中で、考えた、やられたことですから、当然、実質の、実損が出ないようにね、今後、運用をしていくということが、一番大事なことでありますし、30年ということになりますけれども、これは経済によって、先ほど、説明にもしておりますように、また、円安になりますと、その金利につきましては、元の、その当初の契約の金利に戻るわけでありまして、それによって、そのターゲット、4,970万円までの利子に達しますと、その時点で解約を、その時点で契約が切れるという、その契約にもなっているわけです。

だから、そういう意味でね、その時に、適正に、適正と言いますか、判断をし、私も言いましたけれども、法的に逸脱してないというのは当然であります。しかし、そういう中で、判断をしたものをね、その責任を、後、結果責任として、いつまでも責任を取れと言われること自体はね、これは、私は、他のいかなる、いろんな問題がありますけれども、どうしたって、その時点、その時点での判断ということの中で、1つ1つ、もう取り決めていかないと、いけない。理解をいただかないと、先へ進まないということではないかなというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 先ほどのお答えの中で、この高いリスクのあるものに対して、県にも相談をして、県下でも同じようなものに対応しているというふうに回答がありましたけ

れど、実際、県下で、この債券を活用しているというか、そういう自治体というのは、新聞では、全国 24 市町村が、これを購入したというふうに書いてあるだけなので、全国ですから、非常に、まれな中の 1 町ということで、佐用町が、これ 3 億円、購入しているんですけど、そこら辺の事情というのは、どうなんですか、ちょっとよく理解できないんですけど。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） どこを、まれと言われるか分かりませんが、近隣では、たつの、たつの市が 9 億円でしたか。たつのが 3 億円ですか、それから加東市、これが 9 億 3,000 万円、洲本市が 3 億円、尼崎が 10 億、三田市が 10 億、姫路市が 10 億、加古川市が 13 億、明石市が 20 億 5,000 万、豊岡市が 35 億、三木市が 33 億 9,000 万、朝来市が 67 億 5,000 万、まあ、そういうふうな市町が、それぞれ、この同じような物を、その当時、ペイオフ対策として購入をいたしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） それは、新聞に出ているので、町民が見て、私どものところにも大変なことになっているということで、連絡があったようなことなんですけれど、議会に対しては、そういう状態、公金管理委員会で判断して、議会の報告は、新聞報道があってから後だったので、実態としては、結果が出てからのことになっております。そういう点で、町民に対してね、この購入に当たっての町の責任として、町民に知らせていく、そういうことについては、議会で報告したから、それで終わりだというふうな回答だったかと思うんですけど、その点は、どうなんですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この基金をです、何か、他の物を買うとか、使うとかいうことではありません。この運用であります。そういうことでは、その公金の管理委員会の中で、決定をしていくということでありましたので、議会にも報告をしていなかったということでもあります。こういう問題として、いろいろと報道されたということで、町民の皆さんも心配をされているということなので、先ほど、いろいろと説明をさせていただいた内容についてはですね、こうして議会にも、きちっと説明をさせていただいておりますので、それを、そのまた、町民の皆さんにね、いろいろとご質問があり、すれば、それは、また正確にお答えをさせていただきますけれども、そういう 1 人 1 人に、こちらから、説明をするという機会もありませんから、それは、議会等にも、こういう報告させていただいたことで、1 つの、私は、報告というふうにさせていただきたいというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 町長の姿勢は分かりました。

それでは、基金条例の中では、長期にわたる、条例の中でね、処分する時に、決して法的に問題はないと言われておりますけれども、そうではなくて、長期にわたる財源の育成のために、財産の取得の財源に充てる時に、これをするんやていうふうに条例になっているんだけど、そういう見通しが30年後まで、その長期にわたるような物について、例え、兵庫県下で他にも自治体がしているから、よそがしているからではなくて、大事な佐用町の財調基金を活用する上では、もっと慎重であるべきだったというふうに思います。まあ、結果論ですけど。

では、最後の質問です。外出支援サービス事業について、これまでも、何度か質問をしてきていますので、重複するかとも思いますけれど、特に、毎日運行を求められているさよさよサービスの運行については、これからも、ますます必要になると思うんですけど、午前中の質問者の中の回答の中で、さよさよサービスも含めた、いわゆる公共交通の関係で、今回の災害で、いわゆる路線バスが10月末で休止されるという、これまで、そのことで進められてきたんですけど、来年の3月まで延期されるというような回答があったかと思うんですが、その点、さよさよサービスにかかわって、もう一度、回答していただけますか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この10月いっぱいね、休止をされるということでありましたけれども、その後の代替運行を行うという準備もしていたわけですけども、この災害によりまして、その準備というものができなかつた。また、地域の皆さんにも説明をしたり、また停留所の件とかですね、そういう点についても、そういうハード的なこともできなかつたということで、バス会社の方に要請をして、今年度いっぱい運行をしていただくというふうになったということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） それは、こちらの、佐用町の都合で、会社の方が、それを受け入れて延長をするということなんですけれども、佐用町から言えば、延びたということですか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 先ほど、町長の方から説明がございましたように、今回の災害によりましてですね、私どもの課の職員につきましても、他部署での応援といったようなことで、長期間にわたって事務ができなかつたという状況がございます。そういった中で、特に船越線につきまして、私ども、町で運行をすることを考えてございましたが、できなかつたというふうなことから、ウエスト神姫にコミュニティバスというふうな形式で引き続きお願いをしたいというふうなことで、お願いをいたしておりまして、やってやろうというふうなことで、来年の3月いっぱいお願いをしたいというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） というのは、今、その運行、以前の計画だと、もっと減便される予定だったんだけど、そうではなくて、現状のままの延期ということですね。そういうことですか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 運行ダイヤにつきましてはですね、まだ現在詰めておるところでございますが、土日の運休というふうなことにはなろうというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） ということは、結局、バス会社が運行するけれども、公共交通で予定していたように、減便していくということになるわけやね。会社がするだけで、そういうことですね。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 公共交通計画の中でも申し上げておりましたように、今回ですね、町が事業主体となりまして実施をしていきたいということでしたが、その準備ができなかったというふうなことからですね、コミュニティバスとしてですね、ウエスト神姫に、来年の3月いっぱいまでお願いをするというふうなことになります。従いまして、財源的な問題につきましては、再生事業、国の補助事業を使つての運行ということになります。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 外出支援サービスの関係ではですね、特に、さよさよの毎日運行、それから特に声の高いのがタクシーについては、料金が遠距離になると、従来の旧佐用町で行われていたものより利用料金が高いので、元に戻して欲しいというのが根強く、要求としてあります。あわせてタクシーの回数制限も、利用回数制限もなくして利用しやすくして欲しい、これも検討が必要やと思うんです。で、住んでいる所によって、その高齢者の外出に、料金の上ですけれども、大きな差が出てくる、そういうことに対して、最近の私が手に入れている公共交通システムを非常にきめ細かくやっている自治体、長野県木曾町でやっているものを参考に、ちょっと紹介したいんですけど、一律料金は、どういう

公共、幹線、それから高齢者の通院、それから高校生の通学など、交通手段の確保のために、バスの料金を、地域格差をなくす目的で、全町を網羅しているという、そういうシステムを確立しているのです、そういう点なんかを是非参考にして、これからの公共交通システムのあり方について、既に、スタートを切る形の計画はできているんですけど、改善は必要であろうと。住民の暮らしを守るという点で、住民の声が生きるような、そういう公共交通システムに改善していく必要があるということを書いて、私の質問を終わります。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 現在ですね、計画している、また今、実施しているですね、いろんな外出支援サービスを含めた交通システム、これにつきましては、今、木曾町が、そういうふうであるということですけども、私は、同じようにですね、全町一律の、さよさよサービスにおきましては、全町一律、それに加えてタクシーの助成、また、スクールバスの混乗化でありますとかね、また、町の、そういうコミュニティバス、そういうものを複合的に合わせた、こういう対策をしておりますから、そのさよさよサービスをですね、毎日運行してくれと、また、タクシーもですね、助成、もっと補助率を高くしてくれとか、その回数をもっとして欲しいという要望は分かりますけれども、全て、いろんなものを組み合わせ、利用していただく方にも、少なくとも、努力もしていただかないと、町が全て、その、あり余る財源で、これから行っていくわけではありません。

タクシーにおいてもですね、さよさよサービスを毎日運行すれば、タクシー会社の経営も、当然、大きく圧迫をします。タクシーがなくなればですね、さよさよサービスを、ほんなら土曜日でも日曜日でも夜間も実際にやっていけるのかということになります。やっぱりタクシーも交通機関として、地域にとって非常に大事だと、私は、思っております。だから、そういうタクシーも、実際、今後、タクシー会社として、交通機関として、経営ができていけるように、また、今言う、町内一律の料金でやっていけるように、そのさよさよサービスも、隔日であってもですね、利用者によっては、それで使っていただけるように考えておりますし、スクールバスの混乗化についても、そういう方法を使っていただければ、ほとんど無料でも乗っていただけるという、そういう、ある意味で、私は、きめの細かい、この交通対策を実施しているというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） あの、終わります言うたんですけどね、回答してもらったんでね、さっきの回答の中でね、いろいろしているけど、あり余るお金があるわけではないと言われたんですけど、お金は、その考えて、町民のために有効に活用していく、仕組み債なんかには手を出さないでね、やっぱり住民のためにお金を使っていく、そういう姿勢が、私は大事だと思います。以上です。

議長（山田弘治君） はい、平岡きぬ糸君の発言は終わりました。

お諮りをいたします。後、4名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）           ご異議ないと認めますので、これにて本日の日程は終了をいたします。

次の本会議は明 9 月 29 日午前 9 時 30 分より再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後 0 2 時 5 8 分 散会

---